

壬生町男女共同参画プラン



認めあい 支えあう
男女共同参画のまち・みづ

平成24年3月

壬 生 町

壬生町男女共同参画プラン

認めあい 支えあう
男女共同参画のまち・みぶ

平成24年3月

壬 生 町

目 次

第1章	計画の趣旨	1
	1-1 計画の目的	1
	1-2 計画の背景	2
	1-3 計画の位置づけ	6
	1-4 計画の期間	7
	1-5 計画の構成	7
	1-6 計画の主要課題	8
第2章	基本的な考え方	10
	2-1 基本目標	10
	2-2 基本理念	11
	2-3 施策の体系	12
	2-4 将来の壬生町の男女共同参画社会イメージ	13
	2-5 プランの目標	14
第3章	計画の内容	16
	3-1 男女の人権の尊重	16
	3-2 男女の生涯にわたる健康の確保	18
	3-3 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実	22
	3-4 女性に対する暴力の根絶	26
	3-5 政策・方針決定過程への参画の促進	28
	3-6 働く場における男女共同参画の推進	30
	3-7 男女の家庭生活と職業生活・地域活動との両立支援	33
	3-8 総合的な協働・推進体制の確立	38
資料編		42
	資料1 用語解説	42
	資料2 策定体制	44
	資料3 策定経緯	48
	資料4 目標値の見直し	49
	資料5 住民意識調査の概要	50
	資料6 団体ヒアリングの概要	65
	資料7 関連法令	73

1-1 計画の目的

男性と女性が互いにその人権を尊重し責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を実現することは、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化と国際化、情報通信の高度化、家族形態の多様化、地域社会の変化など今日の社会経済情勢の急速な変化に対応するためにも、21世紀の我が国を担う上で最重要課題となっています。

現在、女性の地位向上と、家庭生活と職業生活の両立を支援する環境整備が進む中で、女性の活躍は職場や地域などさまざまな領域に広がってきています。このような中、男性も仕事のみならず、家庭や地域にも目を向けることの重要性が指摘されるようになりました。

一方で、性別を元にした役割に対する固定的な意識や慣習、配偶者等への暴力やセクシュアル・ハラスメントといった問題が依然として残っており、さらに、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の実現といった新たな課題もみられます。

壬生町男女共同参画プランは、「男女共同参画社会基本法」※の理念に基づき、あらゆる場面で、男女が共に協力し支え合いながら、家庭生活とその他の生活を両立できるような社会づくりを推進し、壬生町における男女共同参画のまちづくりを実現するためにプランの中間見直しを行い、今後の行動計画を策定するものです。

※男女共同参画社会基本法

平成11年6月23日に公布・施行された法律で、男女の人権が尊重され、男女が平等に、豊で活力ある社会を実現するために、男女共同参画社会づくりの基本理念を定め、国、地方自治体、国民がなすべきことを明らかにした法律。男女共同参画社会の形成に関する基本理念として、1) 男女の人権の尊重、2) 社会における制度又は慣行についての配慮、3) 政策等の立案及び決定への共同参画、4) 家庭生活における活動とほかの活動の両立、5) 国際的協調という5つの理念等を定めています。

1-2 計画の背景

1) 国際的な状況

国際的な男女共同参画の動きは、国連が女性の地位向上に向けて1975年（昭和50年）を「国際婦人年」と定めたことまでさかのぼることができます。同年、第1回世界女性会議が開催され、平等・開発・平和を基本理念とする「メキシコ宣言」と女性問題の解決に向けて各国がとるべき指針となる「世界行動計画」が採択されました。「国連婦人の10年（1976年～1985年）」以降、5～10年毎に世界会議が開催されています。

1995年（平成7年）には第4回世界女性会議が北京で開催され、「行動綱領」と「北京宣言」が採択されました。「行動綱領」には、女性と健康、女性に対する暴力、意志決定における女性の参画などの課題が示され、また「北京宣言」では「平等・開発・平和」のためにあらゆる分野における女性の参画を求めることが明示されました。

2000年（平成12年）開催された女性2000年会議では、「21世紀に向けての男女平等・開発・平和」をテーマに議論が行われました。この会議では「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」と「行動綱領」の実施状況を検討及び評価するとともに、男女平等を実現するためのさらなる行動とイニシアティブについて検討が行われ、「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ（成果文書）」が採択されました。

2005年（平成17年）、第49回国連女性の地位委員会、通称「北京+10」が開催されました。この会議は、1995年に開催された第4回世界女性会議（北京会議）から10年目を記念し、「北京宣言及び行動綱領」及び「女性2000年会議成果文書」を再確認し、これらの完全実施に向けた一層の取り組みを国際社会に求める宣言等が採択されました。

2009年（平成21年）、女子差別撤廃委員会から我が国に対し「民法の改正（婚姻適齢、離婚後の女性の再婚禁止期間等）」「女性に対する暴力の問題に対する取り組み」「ワーク・ライフ・バランスを促進するための取り組み」等の最終見解が公表され、条約の更なる実施に向け勧告が出されました。

2010年（平成22年）、第54回国連婦人の地位委員会、通称「北京+15」が開催されました。この会議は、1995年北京で開催された第4回世界女性会議（北京会議）から15年目を記念し、「北京行動綱領」等を再確認し、実施に向けた国連やNGO等の公権強化などの宣言等が採択されました。

2) 国の状況

我が国では「世界行動計画」を受けて、1975年（昭和50年）に「婦人問題企画推進本部」を設置するとともに、1977年（昭和52年）に「国内行動計画」の策定、1985年（昭和60年）に「女子差別撤廃条約」の批准や「男女雇用機会均等法」の公布などがなされてきました。

1999年（平成11年）に、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とした「男女共同参画社会基本法」が制定され、翌2000年（平成12年）には「男女共同参画基本計画（第1次）」の策定、男女共同参画会議や男女共同参画局の設置など、推進体制も強化されてきました。その後、計画の改定が行われ、2010年（平成22年）12月「男女共同参画基本計画（第3次）」が策定されました。改めて強調している視点として、[女性の活躍による経済社会の活性化] [男性、子どもにとっての男女共同参画] [女性に対するあらゆる暴力の根絶] [地域における身近な男女共同参画の推進] 等が掲げられました。また、今後取り組むべき喫緊の課題として、[実効性のある積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進] [より多様な生き方を可能にする社会システムの実現] [雇用・セーフティネットの再構築] 等が掲げられました。

2001年（平成13年）、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下、DV防止法）が制定され、その後の改正で、加害者に対する保護命令制度の拡充や市町村に対して基本計画の策定を努力義務とするなどの整備が行われました。

2007年（平成19年）、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」と「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定され、多様な働き方を選べる「仕事と生活の調和」の実現に向け、官民が一体となって取り組むこととなりました。

法制面では、1985年（昭和60年）、「男女雇用機会均等法」が制定され、その後の改正により、「募集・採用・昇進等の間接差別の禁止」「ポジティブアクション」「母性保護」「セクシュアル・ハラスメント」「間接差別の禁止」等の条件整備が進んでいます。

また、「育児・介護休業法」も数回の改正を重ね、2009年（平成21年）の改正では、[子育て中の短時間勤務制度の義務化] [子の看護休暇制度の拡充] [父親の育児休業の促進] [介護休暇の新設] 等の育児や介護を支援する環境が整備されました。

その他、「パートタイム労働法」の改正など、働きながら、子育て・介護・その他の活動が両立できるよう整備が進められています。

国：第3次男女共同参画基本計画策定にあたっての基本的考え方

- ▶ **実効性のあるアクション・プラン（数値目標、スケジュールの明確化とフォローアップ）**
 - ▷ 実効性のある積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進
 - ▷ 地域における身近な男女共同参画の推進（協働による取り組み・推進体制の強化）
- ▶ **仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に向けた分野横断的な施策の連携**
 - ▷ 雇用・セーフティネットの再構築（働きやすい就業構造への改革、女性のチャレンジ支援）
 - ▷ 男性、子どもにとっての男女共同参画
- ▶ **国際的な概念や考え方（社会的性別：ジェンダー）の視点**
 - ▷ より多様な生き方を可能にする社会システムの実現
 - ▷ 女性の活躍による経済社会の活性化
 - ▷ 女性に対するあらゆる暴力（DV：ドメスティックバイオレンス）の根絶

3) 栃木県の状況

栃木県では、1979年（昭和54年）に「婦人青少年課」が新設され、女性に関する施策を積極的に推進することとなりました。

また、1981年（昭和56年）3月に策定した「婦人のための栃木県計画」以来、「とちぎ新時代女性プラン三期計画」に至るまで4期にわたりプランを策定して、各種事業を計画的に推進してきました。2001年（平成13年）3月には、男女共同参画社会基本法の基本理念を尊重して「豊かで活力ある男女共同参画社会」の実現に向けた「とちぎ男女共同参画プラン」を策定し、2003年（平成15年）には、男女共同参画の推進に関して基本理念を定め、県、県民、事業者が一体となって取り組むための基本となる、「栃木県男女共同参画推進条例」が施行されています。そして、2011年（平成23年）には、「とちぎ男女共同参画プラン（三期計画）」が策定されました。

1996年（平成8年）、男女共同参画の拠点施設である「パルティとちぎ女性センター（現：パルティとちぎ男女共同参画センター）」が開館し、相談、情報提供、啓発・学習・研修、社会参加支援事業などを実施しています。また、2005年（平成17年）、「DV防止法」に基づき、配偶者からの暴力に関する施策を総合的に実施するため「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」を策定し、2009年（平成21年）に改定しました。

1-2 計画の背景

4) 壬生町の状況

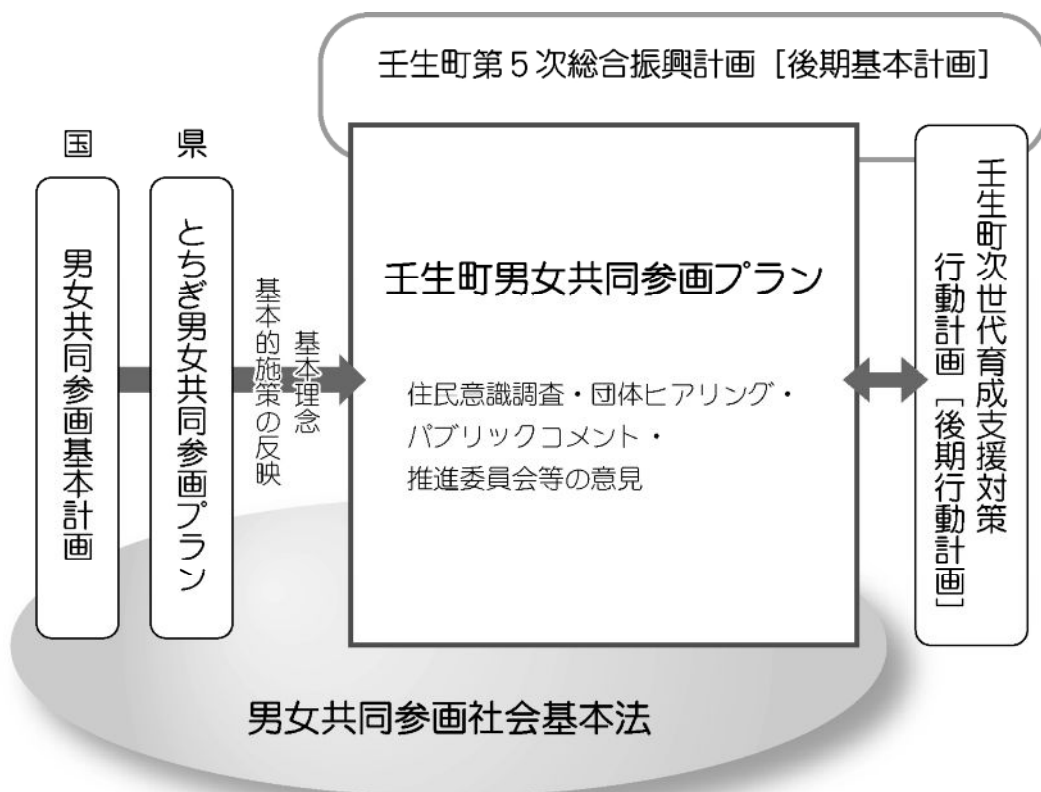
壬生町では、2001年度（平成13年度）より国の「農業・農村男女共同参画推進事業」を導入し、実態調査をもとに検討委員会・検討部会において会議を重ね、「壬生町農業・農村男女共同参画計画推進ビジョン」を策定しました。

また、教育委員会では、壬生町女性団体連絡協議会と共催で、「女（ひと）と男（ひと）とのつどい」において、男女共同参画社会についての講演会の開催や、みぶ女（ひと）・男（ひと）セミナー運営委員会との共催による公開講座等を開催するなど早くから住民に対する啓発や学習機会の提供を図ってきました。

さらに、2002年度（平成14年度）からは、広く住民に理解を得るため、多くの有識者を招いて講演会を開催し、学習の機会を提供するとともに、町民と行政の協働により、壬生町の現状を整理しプランに生かそうと壬生町男女共同参画プラン策定に向けたワーキンググループスタッフを公募し話し合いを進めてきました。2005年度（平成17年度）からは、男女共同参画社会の確立をめざし、総合的かつ効果的な施策の推進を図るため、家庭、地域、学校、職場、行政の分野に係わる各種団体からの推薦や代表者からなる「壬生町男女共同参画計画策定委員会」と、庁内職員で構成する「壬生町男女共同参画計画策定作業部会」を設置しました。そして、その年には、町民を対象とした「男女共同参画に関する住民意識調査」を実施し、2006年度（平成18年度）には各種団体並びに事業者にご協力をいただき、家庭、地域、学校、職場に分けて「団体ヒアリング」を実施して住民の意識や実態、要望の把握に努め、策定委員会における検討を経て、男性と女性が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を図るため、町が進むべき目標を定めた「壬生町男女共同参画プラン」を策定し、事業を推進しています。

1-3 計画の位置づけ

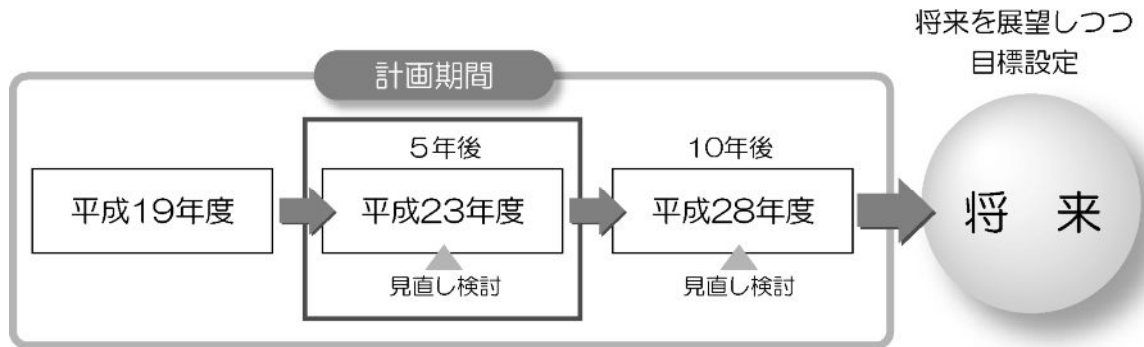
- 男女共同参画社会基本法にもとづく計画
 - ・男女共同参画社会基本法 第14条にもとづく「市町村男女共同参画計画」です。
- 男女共同参画基本計画をふまえた計画
 - ・国が定める「第3次 男女共同参画基本計画」を勘案した計画です。
- 都道府県男女共同参画計画をふまえた計画
 - ・栃木県が定める「とちぎ男女共同参画プラン [三期計画]」を勘案した計画です。
- 総合振興計画や次世代育成支援対策行動計画との整合性ある計画
 - ・町政運営の指針である「壬生町第5次総合振興計画 [後期基本計画]」のひとつの部門の計画として、壬生町における男女共同参画の基本的方向と具体的施策を明らかにしたものです。
 - ・また、「壬生町次世代育成支援対策行動計画 [後期行動計画]」との整合性を図りながら、地域における男女共同参画社会の形成のために横断的・総合的な施策を推進するものです。
- 住民意識調査や推進委員会などをはじめとして、住民の意見を反映しながら策定するものです。
- 町、住民、関係機関・団体等が、それぞれの立場から男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいくための指針とするものです。



1-4 計画の期間

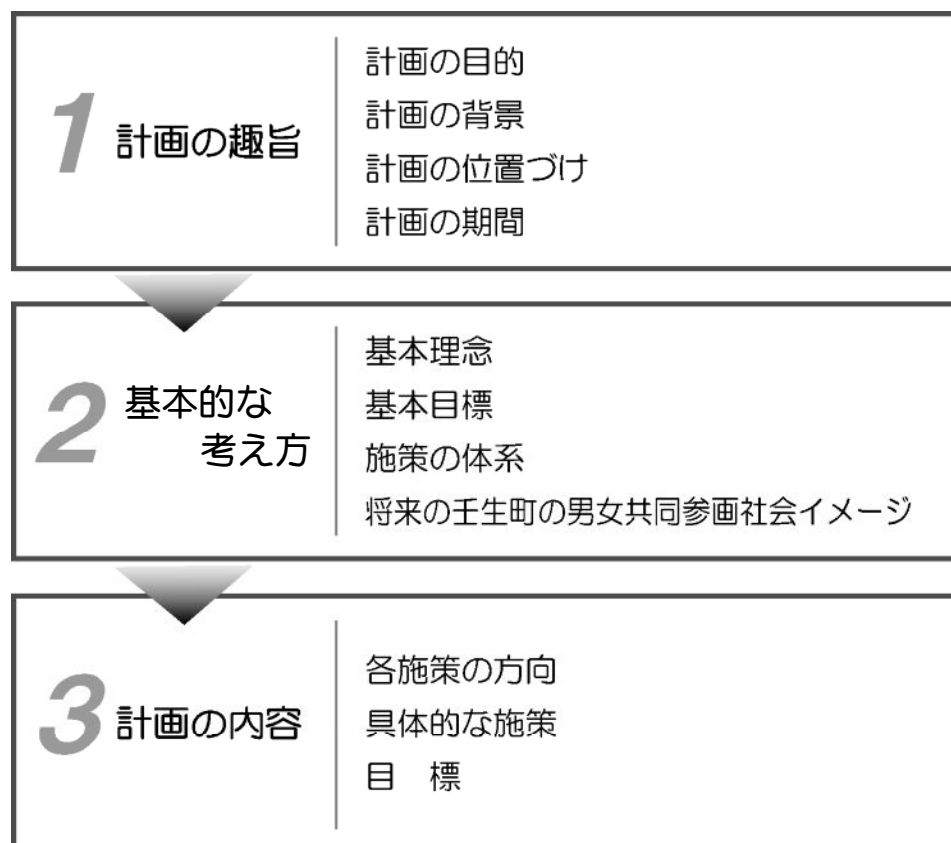
この計画の期間は、平成19年度から28年度の10年間とします。

将来を展望しつつ施策ごとの目標を設定して計画を推進していき、5年後の平成23年度に達成度の判定を行い、状況に応じた計画の見直しを行うものとします。



1-5 計画の構成

本計画は、「計画の趣旨」「基本的な考え方」「計画の内容」の3部で構成されています。



1-6 計画の主要課題

少子高齢化や核家族化、情報化の進展や社会のグローバル化など社会経済情勢の変化とともに、一人ひとりの価値観やライフスタイルの多様化、地域コミュニティの希薄化など、男女共同参画社会をめぐる社会の動向や男女共同参画に関する住民意識調査及び団体ヒアリングの結果、これまでの施策の実績評価等から導き出された主な課題は次のとおりです。

1) 男女共同参画に関する意識啓発や学習の推進

男女の平等感については、学校教育の場や家庭生活で平等と感じられる割合が高い一方、政治の場や社会通念・慣習、社会全体では、男性が優遇されていると感じられる割合が高く、男女の地位や機会等の不平等、性的役割分担意識があると考えられます。

男女共同参画推進に向けては、一人ひとりの人権を尊重するとともに、男女が互いに認めあい、支えあうことで、個性や能力を十分発揮できる社会づくりが求められており、さらなる男女共同参画に関する意識啓発や学習に取り組む必要があります。

- あらゆる分野における男女平等・男女共同参画意識の向上（情報提供・PR）
- 固定的な性別役割分担意識、慣習による固定概念意識の解消
- 人権尊重（互いに認め合い尊重し）と、個性や能力を十分発揮できるまちづくり
- 学校教育、家庭や地域における男女共同参画の意識づくり
- 男性の積極的な家事・育児・介護等への参画の推進
- 「家庭の日」の普及啓発（家庭内での話し合いや工夫、家族経営協定の事例紹介等）

2) 仕事と生活の調和「ワーク・ライフ・バランス」の推進

社会経済の変化や女性の社会進出などにより、共働き世帯が増えるなか、男性が家事や育児に参加する傾向が高まっているとともに、「男は仕事、女は家庭」という役割分担意識から、状況に応じて夫婦間で対応するという考え方に変化してきています。しかし、仕事と生活の両立という面では難しく、「ワーク・ライフ・バランス」の認知度も低い状況です。

このため、「ワーク・ライフ・バランス」の普及啓発や子育て支援の充実を図るとともに、柔軟で多様な働き方や女性が能力を発揮しやすい職場環境づくりが求められています。

- 仕事と生活の調和「ワーク・ライフ・バランス」の普及啓発・情報提供
- 仕事と家庭（子育て・介護）の両立支援・子育て後の復職促進
- 男性を含めた働き方の見直し、女性が能力を発揮しやすい職場環境づくり（男女の均等な雇用機会や待遇、育児・看護休暇、短時間労働の促進など）
- 女性の再チャレンジ（再就職・起業）支援
- 地域で支える子育て支援（保育サービスの充実、事業所内保育施設の整備促進）
- 次世代法に基づく一般事業主行動計画や企業認定（くるみんマーク）の推進・PR

3) 女性に対する暴力の根絶に向けた取り組み

ドメスティック・バイオレンス（DV）やセクシュアル・ハラスメントなど、女性に対する暴力の根絶に向けた取り組みが求められており、県など関係機関と連携しながら情報提供や相談支援の充実を図る必要があります。

- ドメスティック・バイオレンス（DV）やセクシュアル・ハラスメント、性犯罪及びストーカー行為など男女間の暴力根絶
- 性差別や人権侵害・女性への暴力などメディア等への対応
- 民生・児童委員、人権擁護委員、栃木県配偶者暴力相談支援センターなど、関係機関との連携体制の強化（情報交換や相談支援体制の充実）
- 生涯を通じた健康づくりの支援（母性保護、母子保健の充実）

4) 政策・方針決定過程や地域活動への女性の参画

自治会などの地域活動に参加している人の割合が減少するなど、地域住民の交流やコミュニティが希薄になっているとともに、女性が地域活動に積極的に参画する環境が整っていない状況が考えられます。

男女が互いに支えあう地域やまちづくりに向けて、政策・方針決定過程や地域活動への女性の参画を推進していく必要があります。

- 自治会やPTAなど地域活動における積極的な参画促進
（地域のまちづくりや防災、環境、活性化などにおける男女共同参画の推進）
- 女性のエンパワーメント支援、次世代女性のリーダー育成（女性の参画事例の紹介等）

5) 町民・企業・関係団体等との連携・協働による男女共同参画の推進

男女共同参画社会の実現に向けては、社会全体での環境づくりが求められることから、町民、地域、学校、企業、関係団体、行政がそれぞれの役割を果たしながら、連携・協働による取り組みを地域が一体となって推進していく必要があります。

- 町民、地域、学校、企業、関係団体、行政の役割分担と連携強化
- 町民、地域、企業、行政の協働による取り組み
- 地域が一体となった推進体制づくり

2-1 基本目標

壬生町における男女共同参画社会実現のため、一人ひとりが互いに「認めあい 支えあう 男女共同参画のまち・みぶ」を目指して、本計画の基本目標として大きく2つ、“男女が共に協力しあう基盤づくり”と“男女が共に輝く社会づくり”を掲げます。

そして、これらを達成するための“推進体制の確立”を図ります。

認めあい 支えあう 男女共同参画のまち・みぶ

基本目標

1 男女が共に協力しあう基盤づくり

男女が生まれながらに持っているお互いの違いを認めあいながら、一人の人間として、家庭や地域、職場や教育の場などにおいて、共に協力しあうことが大切です。そのため、協力しあう基盤づくりを進めます。

基本目標

2 男女が共に輝く社会づくり

男女が共に一人の人間として、それぞれの性格や能力にあった、家庭や地域、職場や教育の場など社会の様々な場面において輝けることが大切です。そのため、共に輝ける社会環境づくりを進めます。

推進体制の確立

壬生町における特性（地域性）をふまえ、町民と行政が協働し、意識づくりや社会づくりにおける各種の施策を行いながら、より良き男女共同参画社会に向けて一步一步着実に進んでいくことが大切です。そのため、壬生町における推進体制の確立を図ります。

2-2 基本理念

壬生町における男女共同参画社会実現のため、以下の7つを基本理念として取り組みを進めます。

■ 1. 男女の人権の尊重と男女平等意識を高める

性別によって差別されることなく、その人権が尊重され、個人の能力を発揮する機会が確保されることが必要です。

■ 2. 一人ひとりの個性を尊重する

男女それぞれの特性が尊重されるとともに、性別にかかわらず能力や個性を生かして活動できるような社会にしていきます。

■ 3. 男女平等の視点から、制度又は慣行を見直す

壬生町において、地域により違いはありますが、性別による固定的な役割を求める傾向が根強く残っています。一人ひとりがどのような生き方をするかを自ら選択することができるように、社会の制度や慣行を見直していきます。

■ 4. 男女が互いに性への理解を深める

男女が互いに性についての理解を深め、それぞれの意志が尊重される環境のもとに、生涯を通じて健康な生活を送ることができるようにしていきます。

■ 5. まちづくりへの共同参画を推進する

男女が社会の対等な構成員として、国際社会の動向を踏まえながら、壬生町における様々な政策や方針と一緒に考え決定することができるようにしていきます。

■ 6. 家庭での役割分担を見直す

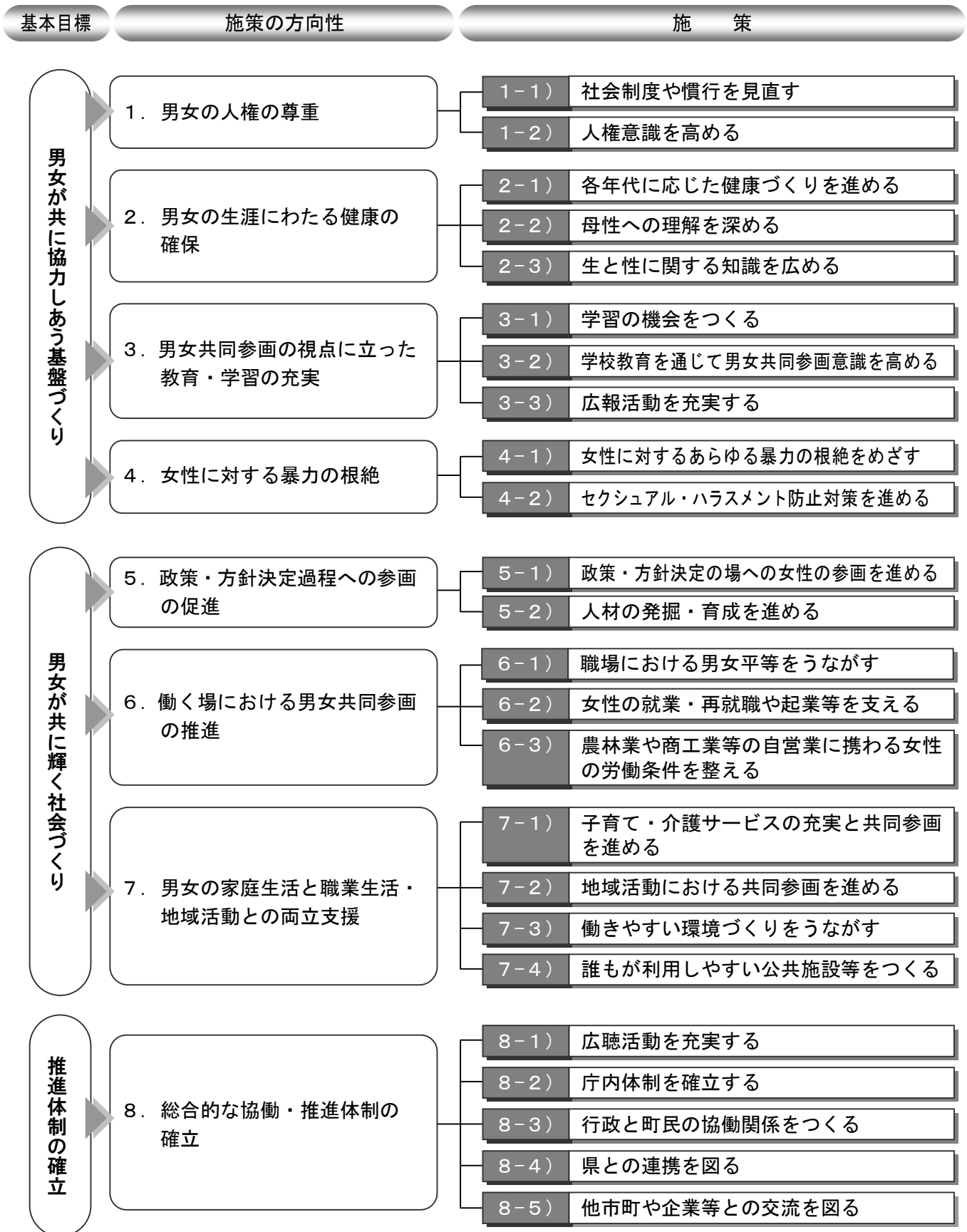
家族を構成する一人ひとりが互いに協力し、家庭生活におけること、働くこと、学校に通うこと、地域活動をする事など、適切な役割分担ができるようにしていきます。

■ 7. 男女が共にいきいきと活動できる環境をつくる

職場においては、男女がともに働きやすいように男女共同参画の意識を啓発し、地域活動では地域の各種団体等の活発化により、ともに協力して活躍出来る社会になるように、意識づくりや環境づくりに取り組んでいきます。

2-3 施策の体系

■ 施策の体系



2-4 将来の壬生町の男女共同参画社会イメージ

ここでは、将来の壬生町の男女共同参画社会のイメージを「理想の4領域」、家庭・地域・学校・職場の4つの領域ごとに示しています。こうした将来イメージを目指して、本プランにもとづく施策を実施していきます。

家庭では

- ・家族全員で、家事・育児・介護を分担し、喜びも苦労も分かち合っています。
- ・一人ひとりが家族の一員として意見を出し合い、互いの協力により、豊かで充実した家庭生活を築いています。
- ・女性も男性も、大人も子どもも、家族の一員として責任を持ち、平等に尊重されています。



地域では

- ・地域に残る固定的な性別役割分担意識に基づく古い慣習やしきたりが見直され、一人ひとりの考え方や行動が尊重されます。
- ・女性も男性も、対等に企画や方針決定に関わり、共に豊かで住みよい地域づくりに貢献しています。
- ・誰もが地域社会の一員として、住みよさを実感し、連帯感も育まれています。



学校では

- ・互いの性と個性を大切にし、自分らしさが育っています。
- ・お互いの違いを認め合いながら、協力し合う子どもたちが育っています。
- ・育児や介護、ボランティア活動など、成長期に応じた体験重視の学習も進み、社会の一員としての考え方や態度が育っています。



職場では

- ・募集・採用や昇進・配置、賃金などでの男女格差が解消され、個性や能力が十分に発揮できています。
- ・方針決定過程にも女性が対等に参画し、生き生きと活躍しています。
- ・家庭生活とバランスのとれた労働時間で、女性も男性も共にゆとりと充実感を持って働き続けています。



2-5 プランの目標

プランの目標となる平成28年目標値については、平成23年度中間見直しにおいて、住民意識調査結果及び事業実績、国・県の指標等を踏まえて見直しを行いました。

■ 目標の一覧

	目 標 【対応施策体系番号】	平成17年 現状	平成23年 中間	平成28年 目標
①	社会通念・慣習・しきたりなどについて 男女平等と感じている人の割合 【1-1】	11.3%	10.4%	約20%
②	家庭生活上で平等になっていると思う人の割合 【1-1】	26.5%	28.5%	約45% ※
③	社会全体で平等になっていると思う人の割合 【1-2】	15%	11.6%	約30% ※
④	両親学級への父親の参加率 【2-2】	59%	40%	約70% ※
⑤	男女共同参画図書コーナーの設置 【3-1】	—	平成23年度 設置済	設置
⑥	町公式ホームページに男女共同参画のページ を開設 【3-3】	—	平成19年度 設置済 平成22年度 リニューアル済	開設
⑦	女性の意見や考え方が、町の政策にある程度 反映していると思う人の割合 【5-1】	25%	30.0%	約35% ※

※印：平成23年度中間見直しにおいて目標値の見直しを行った項目〔詳細は「参考資料4」参照〕

	目 標 【対応施策体系番号】	平成17年 現状	平成23年 中間	平成28年 目標
⑧	職場で男女平等と感じている人の割合 【6-1）】	19%	14.1%	約25%
⑨	家族経営協定の締結数 【6-3）】	9件	16件	20件
⑩	夫婦の役割分担について満足又はどちらかという満足を感じている人の割合 【7-1）】	69.7%	64.9%	約73%
⑪	子育てに関する情報提供や相談等の利用件数 【7-1）】	320件	1,714件	2,000件 ※
⑫	地域活動に参加したことがない人の割合 【7-2）】	39.2%	48.0%	約35%
⑬	庁内連絡会議の設置 【8-2）】	—	平成19年度 設置済	設置
⑭	推進組織の設置 【8-3）】	—	平成19年度 設置済	設置

3-1 男女の人権の尊重

現状 性別にとらわれることなく誰もが個人として尊重され、自らの意思と選択に基づいてあらゆる場面で参画の機会が確保され、個性と能力を發揮していくことができる社会が、真に平等な社会といえます。

しかし、住民意識調査からもわかるように、社会通念・慣習・しきたりや、家庭生活、そして社会全体において、男性の方が優遇されていると感じている人が多い傾向がみられます。

課題 こうしたことから、本町における男女共同参画に反する社会制度や慣行を見直したり、男女平等といった人権意識を高めていくための取り組みが必要です。

1-1) 社会制度や慣行を見直す

男女が固定的な役割分担にとらわれず、それぞれの個性や能力を發揮できるよう、男女共同参画を阻害する社会制度や慣行の見直しを行います。

具体的な施策

1-1-1 家庭における役割分担についての意識啓発【生涯学習課】

男女共同参画プラン配布や町ホームページでの啓発活動を行っています。今後、啓発に必要な情報を収集し、より一層の意識啓発を図ります。

1-1-2 関心の薄い層への啓発、新しい啓発方法の検討・実施【生涯学習課】

広報紙や町ホームページ等のほか、男女共同参画講演会の際に県広報紙を配布するなどの啓発活動を行っています。今後、関心の薄い層や若年層などの意向を把握し、効果的な広報活動を図ります。

1-1-3 男女共同参画に関する意識調査の実施【生涯学習課】

第5次振興計画後期計画策定時（平成21年度）、及び本プラン見直しに向けて平成23年度に住民意識調査を行いました。住民意識調査の結果を今後の活動展開に活かしていくとともに、男女共同参画事業など様々な機会を通じた住民意識の把握に努めます。

1-1-4 町職員への意識啓発【総務課】

「男女共同参画の現状とワーク・ライフ・バランスについて」の研修会に参加するなど、職場における男性・女性の役割、価値観の認識について、職員一人ひとりの意識啓発を図ります。

目 標

目 標		
① 社会通念・慣習・しきたりなどについて男女平等と感じている人の割合		
H17 : 11.3%	H23 : 10.4%	目標 (H28) : 約20%
② 家庭生活上で平等になっていると思う人の割合		
H17 : 26.5%	H23 : 28.5%	目標 (H28) : 約45%

1-2) 人権意識を高める

男女が共に性別による差別的扱いを受けることなく、個人として尊重され、一人ひとりの個性や能力を発揮できるようにするために、男女平等の意識の高揚を図っていきます。

■ 具体的な施策

1-2-1 壬生町人権擁護委員協議会を中心とした街頭啓発・広報活動の実施

【町民生活課（生活環境課）】

壬生町人権擁護委員協議会を中心に、毎年、街頭啓発活動（健康ふくしまつり会場、町内スーパー2箇所）を行っています。今後、より効果的な意識啓発・広報活動に努めます。

1-2-2 中学校におけるビデオフォーラム及び講話会の開催、小学校における人権の花運動（花を育てることを通した情操教育）の推進

【町民生活課（生活環境課）・生涯学習課】

中学校でビデオフォーラム及び人権講話の実施、小学校（平成23年度は壬生北小・安塚小）で人権の花運動を行っています。また中央公民館及び、稲葉・南犬飼地区公民館事業で高齢者学級の中で人権講座を実施していますが、今後もこの事業を継続するとともに、公民館以外での学習機会の提供を検討します。

1-2-3 人権意識の定着のための人権作文・人権書道の表彰

【町民生活課（生活環境課）・学校教育課】

栃木人権擁護委員協議会により、中学校で人権作文コンクール、小学校で人権書道コンクールの表彰を実施しています。今後も、広報紙掲載や作品展示等により、人権意識の普及高揚に努めます。

1-2-4 広報・啓発活動の充実強化による人権意識の高揚

【町民生活課（生活環境課）・生涯学習課】

広報、パンフレット、町ホームページ（男女共同参画コーナー等）を通じて啓発活動を行うとともに、また、男女共同参画講座等を実施することにより、町民に対しての周知を行っています。今後は、より効果的な広報・啓発方法の検討に努めます。

（ ）内に記載の課名は、平成24年度機構改革により変更となる課名となります。

目 標

③ 社会全体で平等になっていると思う人の割合

H17 : 15%	H23 : 11.6%	目標 (H28) : 約30%
-----------	-------------	-----------------

3-2 男女の生涯にわたる健康の確保

現状 家庭や地域、職場などの様々な場面において、人間らしくいきいきとした暮らしを実現していくためには、男女とも自分自身を大切にするとともに、相手の心身の健康についても思いやり、生涯にわたって健康であり続けられることが大切です。

特に、女性は妊娠・出産という社会にとって欠かせない役割を担っており、ライフステージにあわせた健康管理や“母性”の保護が求められています。

そして、男女が互いの性についての理解を深め、身体の特徴や違いについて理解しあうことは、社会を構成する一人の人間として心地良い役割の分担をしていくことの前提になるものです。

課題 こうしたことから、町民の各年代に応じた健康づくりを進めるとともに、母性の理解を深め、男女の生と性に関する知識を広めていくことが必要です。

2-1) 各年代に応じた健康づくりを進める

男女とも年代により異なる健康課題に応じた健康づくりを進めるため、各年代に応じた健康づくりの推進など、生涯を通じた健康づくりの支援を行います。

具体的な施策

2-1-1 各種検診等の充実【健康福祉課・保険環境課（住民課）】

特定健診と各種がん検診、結核検診、乳幼児健診を実施しています。集団検診では、平成19年度に「女性の日」を設け、平成23年度から6回実施しており、子宮頸がん検診では、個別検診も行っています。引き続き、女性が受診しやすい環境づくりに努めます。

また、感染症予防として、定期予防接種のほかに、子宮頸がん予防・ヒブ・小児用肺炎球菌ワクチン接種費用の助成を実施し、接種率の向上を図ります。

2-1-2 各種健康教室の開設【健康福祉課】

住民の要望に応じ、テーマを決めて、各種団体・各年齢層に対し、出前健康教室を年間10回程度実施しています。今後、さらに出前健康教室のPR・開催するとともに、現在実施している出前健康教室の充実を図ります。

2-1-3 各種健康相談の充実【健康福祉課】

栄養・食事相談を定期的にも実施しています。その他、各種相談についても、面接・電話等での対応を行っています。定期的相談及び随時実施する相談件数が増加しており、適宜適切な対応ができるようスタッフの体制づくりに努めます。

2-1-4 生活習慣病予防対策の充実【健康福祉課】

生活習慣病の予防対策として、生活習慣病予防教室・メタボ予防教室を実施しています。今後、若い世代の参加促進を図るため、内容をより充実し、時代にあった課題を採り入れた教室を実施します。

2-1-5 更年期に対するケアの充実【健康福祉課】

検診・教室等への参加時、または電話などで随時個別相談を実施しています。今後、相談しやすい体制を整えるとともに、広報等での周知を図ります。

2-1-6 食育の観点からの男女共同参画の推進【健康福祉課・生涯学習課】

保育園児と保護者を対象に、食育の講話、調理実習を実施しています。また、中央公民館では「おさかな料理教室」、「男の基本：簡単・健康クッキング」、南犬飼地区公民館では「男性のためのビギナー料理教室」、「夏休みランチ作戦（親子料理教室）」を実施しています。

男女を問わずに食生活の向上を図るため、興味関心を持てるような講座の実施を図ります。

2-1-7 生涯スポーツの振興【スポーツ振興課】

総合型地域スポーツクラブを平成23年2月に設立し、各教室事業、サークル活動を実施しています。今後もさらに総合型地域スポーツクラブへの町民の理解、スタッフの充実、開催イベントの充実を図ります。

2-1-8 スポーツ指導者の養成【スポーツ振興課】

総合型地域スポーツクラブの運営に携わるスタッフをスポーツクラブマネージャーとして育成を進めていますが、今後総合型地域スポーツクラブの運営に携わる女性指導者の育成を図ります。

2-2) 母性への理解を深める

一人ひとりの価値観を尊重しつつ、子どもを産み育てるという女性の身体的特徴などから生じる、いわゆる“母性”の重要性についても認識したうえで、施策を推進していきます。

具体的な施策

2-2-1 妊産婦の健康管理指導【健康福祉課（こども未来課）】

妊婦一般健康診査受診券（14回）の発行、母子手帳交付時の相談、母子保健推進員または保健師による訪問指導を行っています。母子手帳交付時の相談の充実とともに、マタニティマークの配布により、妊産婦にやさしい街づくりの推進を図ります。

2-2-2 両親（母親）教室の開催【健康福祉課（こども未来課）】

母親学級2回・両親学級1回の1コースを年4クールで実施しています。また、両親学級については、父親も参加しやすいように土曜日も開催しています。少子化に伴い、参加人数が減少傾向にありますが、内容を充実させるとともに、参加しやすい日程を考慮した実施を図ります。

2-2-3 母性保護に関する講座等の開催【健康福祉課（こども未来課）】

母子と直接関わる母子保健推進員の研修を実施していますが、今後母子保健推進員以外の母子関係団体とも連携しながら、必要な講座・研修会を開催します。

目 標

④ 両親学級への父親の参加率

H17 : 59%

H23 : 40%

目標 (H28) : 約70%

3-2 男女の生涯にわたる健康の確保

2-3) 生と性に関する知識を広める

男女が生命の大切さをきちんと理解し、かつ性を人権としてとらえ、相互の人格を尊重し、自分自身を大切にするとともに、相手の心身の健康についても思いやりを持つよう啓発に努めます。

■ 具体的な施策

— 2-3-1 子どもの成長段階に応じた適切な学校教育の推進【学校教育課】

主に中学校において、生と性に係る教育を実施しており、今後も推進します。

— 2-3-2 健康をおびやかす問題に関する知識の啓発及び対策の推進

【健康福祉課（こども未来課）】

禁煙や薬物対策の啓発を実施しています。また、幼児に対して禁煙の啓発をする禁煙キャラバン隊を結成し、各保育園で活動しています。今後、さらに内容の充実を図り、禁煙キャラバン隊の活動を広げるとともに、各年齢層においても知識を伝える活動を進めます。

3-3 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

現状 人の考え方や価値観は、家庭や地域、職場などで育まれるものであり、一人ひとりが男女共同参画社会についての正しい知識や意識を持つためには、特に教育の果たす役割が大きいといえます。また、諸外国における男女の役割分担の状況を知るなど国際理解を深めることは、男女共同参画社会の形成に向けて大変重要です。

男女共同参画について、まだまだ理解が浸透していない世代がある一方、若い世代では浸透しつつあるなど、男女共同参画社会に向けて今後変化していく過渡期であることが、団体ヒアリングなどを通してわかりました。

課題 こうしたことから、今後も国際的な動向をふまえ、継続して学習機会を提供したり、学校教育を通じて男女共同参画意識を高めていくとともに、広報活動をより充実させるなど、声が届いていない世代や地域などに働きかけていくことが必要です。

3-1) 学習の機会をつくる

家庭や地域において男女共同参画についての意識づくりを図るため、環境整備や各種啓発を行います。

■ 具体的な施策

3-1-1 公民館及び生涯学習館における女性向け講座の充実、託児制度の充実、開催時間の配慮等の実施【生涯学習課】

南犬飼地区公民館で女性セミナーを実施しています。また、IT講座や子育て講座、男女共同参画講演会の際に託児受付を行っています。今後さらに女性の要望を把握し、よりよい講座の実施を図るとともに、参加者へのサービス向上を図る上で、色々な講座での託児実施を検討します。

3-1-2 男女共同参画に関する図書の充実【生涯学習課】

平成23年度、町立図書館内に男女共同参画コーナーを設置し、町ホームページでの周知を行いました。

今後は、コーナー内の図書資料を増すなど充実を図ります。

3-1-3 男女共同参画に関する学習活動等を行う団体等の支援と連携【生涯学習課】

女性団体連絡協議会との連携により事業を実施しています。また、平成22年度から男女共同参画講演会を共催で実施することで、団体の活動の活性化を図っています。今後もより団体が積極的に活動できるように支援していきます。

3-1-4 男女共同参画に関する講座・講演会等の実施【生涯学習課】

年1回の男女共同参画講演会を実施しています。また、平成22年度は職員対象の研修会や一般町民向けのセミナーを実施しました。今後は庁内各課との連携を図りながら、講演会や講座を実施します。

目 標

⑤ 男女共同参画図書コーナーの設置

H17 : -	H23 : 平成23年度設置	目標 (H28) : 設置
---------	----------------	---------------

3-2) 学校教育を通じて男女共同参画意識を高める

学校教育全体を通じて、子どもの発達段階に応じた、男女共同参画の理念に基づいた教育を推進するとともに、教職員の資質の向上のための研修等を行います。

■ 具体的な施策

3-2-1 人権教育の充実【学校教育課】

各小・中学校において、人権教育を実施しています。今後も人権教育を実施し、男女共同参画意識の高揚を図ります。

3-2-2 男女の自立をうながす、技術・家庭科教育の推進【学校教育課】

各中学校において、技術・家庭科を中心に男女の自立を促す教育を実施しています。今後も男女の自立を促すための教育を進めます。

3-2-3 学校生活全般に渡る男女共同参画の推進【学校教育課】

各小・中学校において、学校生活のあらゆる場面で男女共同参画意識を高めるための取組を行っています。今後も学校教育全般で男女共同参画意識の高揚を図ります。

3-2-4 幼稚園、保育園等の職員研修の充実【健康福祉課（こども未来課）】

保育関係研修会に定期的に参加しています。保育士の質の向上のため、継続して研修会に参加します。

3-2-5 指導方法・技術の向上のための教職員研修の充実【学校教育課】

各小・中学校において、指導方法や技術の向上を図るため、職員研修等を実施しています。今後も研修等を通じて男女共同参画の意識の高揚を図ります。

3-2-6 系統的・効果的に指導するための教材の確保【学校教育課】

各小・中学校において、教材の充実を図り、男女共同参画意識の高揚を図っています。今後も、男女共同参画意識を高めるための教材等の開発に努めます。

3-2-7 外部講師による講演会等の実施【学校教育課】

各小・中学校において、講演会等を実施し、男女共同参画意識の啓発を図っています。今後も講演会等により、男女共同参画意識の啓発に努めます。

3-3 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

3-3) 広報活動を充実する

男女共同参画社会について町民の関心を高めるため、より一層の広報活動を推進していきます。

■ 具体的な施策

3-3-1 広報「みぶ」や公式ホームページを活用した情報提供

【企画財政課（総合政策課）・生涯学習課】

平成19年6月に町ホームページに男女共同参画コーナーを設置し、男女共同参画の情報を発信しています。また、平成22年度にはリニューアルし、内容を拡充しました。今後も引き続き情報収集及びコーナーの充実を図り、情報発信に努めます。

目 標

⑥ 町公式ホームページに男女共同参画のページを開設

H17：－	H23：平成19年度設置 平成22年度リニューアル	目標（H28）：開設
-------	------------------------------	------------

3-4 女性に対する暴力の根絶

課題 暴力は、女性に対するものであれ男性に対するものであれ、決して許されるものではなく、身体的な暴力や言葉による精神的な暴力、ドメスティック・バイオレンス（DV）やセクシュアルハラスメントなど、あらゆる暴力をなくすよう努力していくことが大切です。

4-1) 女性に対するあらゆる暴力の根絶をめざす

「女性に対するあらゆる暴力は人権侵害・犯罪行為である」という認識を浸透させるよう啓発に努め、暴力の発生防止と早期発見を図るとともに、問題解決のための情報提供を行います。

■ 具体的な施策

4-1-1 広報・啓発の充実【健康福祉課・町民生活課（生活環境課）】

人権相談日を広報紙等に掲載するとともに、チラシ等の配布を行っています。また、11月の児童虐待防止推進月間に合わせ、配偶者への暴力が児童への心理的虐待となることを広報で啓発しました。今後も、関係機関と連携しながら、チラシ配布やポスターの掲示などを行います。

4-1-2 関係機関との連携【健康福祉課・町民生活課（生活環境課）】

関係機関と連携しながら、人権相談を実施しています。女性に対する暴力については、パルティ（とちぎ男女共同参画センター）を紹介するなど、相談のケースによって、より的確であると思われる関係機関への連絡、紹介を行います。また、関係機関と常に連絡が取れる体制づくりの強化を図ります。

4-1-3 弁護士相談窓口や調停による相談窓口の紹介【町民生活課（生活環境課）】

町社会福祉協議会で実施している無料相談を紹介しています。

4-1-4 広報やチラシ等による関係機関の情報提供【健康福祉課・町民生活課（生活環境課）】

女性に対するあらゆる暴力、ドメスティック・バイオレンス（DV）に関するチラシ等を窓口に配置し、配布しています。

4-2) セクシュアル・ハラスメント防止対策を進める

セクシュアル・ハラスメントの防止のため、町民や事業者に対する啓発を行うとともに、各種相談事業の充実を図ります。

■ 具体的な施策

— 4-2-1 セクシュアル・ハラスメントの防止のための普及啓発、防止対策等の推進 —

【商工観光課】

セクシュアル・ハラスメントの防止に向けたリーフレット等の配布や広報などを利用して、啓発を行っています。

— 4-2-2 広報・啓発の充実【生涯学習課】 —

セクシュアル・ハラスメントの防止に関する広報・啓発の充実を図ります。

3-5 政策・方針決定過程への参画の促進

現状 政治・経済・社会のあらゆる分野において、性別に関わりなく参画の機会が確保されていることが大切です。

本町の政策に対して、女性の意見がある程度以上反映されていると感じている人は31%と増加していますが、まだまだ十分な機会が確保されているとは言えない状況にあります。

課題 こうしたことから、官民を問わず政策・方針決定の場への女性の参画を進めるとともに、参画を促進するための人材を育成することが必要です。

5-1) 政策・方針決定の場への女性の参画を進める

各種審議会等における女性委員登用の拡大に努めるとともに、団体等における管理的立場等への女性登用を促進します。その際、積極的改善措置についても、必要に応じてとっていきます。

具体的な施策

5-1-1 各種審議会委員等への女性の登用促進【関係各課】

男女共同参画の取り組み等により、各種審議会委員等への女性登用は、年々、全庁的に浸透しつつあり、女性委員の割合は増加傾向にあります。さらなる女性参画を促す情報発信に努めるとともに、各種審議会等の改選時期に女性委員の登用を働きかけていきます。

5-1-2 管理、監督的立場への女性の登用促進【総務課】

年齢・性別を問わず、積極的で向上心の高い職員を中心に管理・監督的立場への登用を行っています。

5-1-3 自治会・PTA等の団体役員への女性の登用促進【町民生活課（生活環境課）】

自治会長の多くは男性であるが、近年女性の自治会長も選ばれるようになりました。また、PTA役員では女性役員も選出されており、育成会においては女性会長が多い状況です。今後、自治会・PTA等の中での男女共同参画の啓発方法を検討し、PRを図ります。

目 標

⑦ 女性の意見や考え方が、町の政策にある程度反映していると思う人の割合

H17 : 25.0%

H23 : 30.0%

目標 (H28) : 約35%

5-2) 人材の発掘・育成を進める

女性が政策・方針決定の場へ参画するうえで必要な知識や能力を身につけられるよう、学習機会や情報の提供、交流の推進等を行い、地域活動などにおいてリーダーとなる人材の発掘や育成を行います。

■ 具体的な施策

5-2-1 男女共同参画に関する人材の発掘及び育成【生涯学習課】

県主催の次世代青年・女性リーダー研修について、町ホームページ等での周知を行うとともに、町内住民の人材発掘にあたっています。今後も、人材発掘のため、他の機関との連携・情報収集、広報等による情報提供を行います。

5-2-2 海外研修への派遣【学校教育課】

オーストラリアへの中学生の海外派遣事業を実施しています。今後も、より多くの人材育成の方法を検討します。

5-2-3 地域活動におけるリーダー育成【生涯学習課】

県主催の次世代青年・女性リーダー研修への参加機会の提供を行っています。今後も人材発掘のため、他の機関との連携・情報収集、広報等による情報提供を行います。

5-2-4 農村女性のリーダー育成【農務課（農政課）】

県及び下都賀地区のリーダー研修会に参加しています。県の研修会等で取得した情報や技術を各地域のグループに周知・啓発します。

3-6 働く場における男女共同参画の推進

現状 性別により昇進や人事配置、待遇面で不平等を感じることなく、“母性”の保護の観点から一定の配慮をしつつ、誰もがいきいきと働けることが大切です。

改正男女雇用機会均等法の施行などにより女性の働く環境の整備は進んできましたが、住民意識調査からもわかるように、職場では男性の方が優遇されていると感じている人が多い傾向がみられます。また、農業や自営業など家族で経営しているような場で働く女性の、適正な所得や報酬、適切な労働時間や休日の確保などの労働条件を見直すことにより、男女がともに充実感を持って働ける環境づくりが求められています。

課題 こうしたことから、職場における男女平等が実現されるよう促していくとともに、女性の就業・再就職や起業などを支援し、さらに、自営業に携わる女性の労働条件を整えるよう働きかけていくことが必要です。

6-1) 職場における男女平等をうながす

職場における男女の均等な機会と待遇を確保するため、事業者等への啓発に努めます。

具体的な施策

6-1-1 労働局や県などと連携した法・制度の広報、啓発の実施【商工観光課】

労働教育講座や均等、両立推進企業表彰、東日本大震災に伴う「雇用均等特別相談窓口」に係る広報を行っています。引き続き、労働局、県等との情報共有を図り、適切な時期に広報掲載等を行います。

6-1-2 町内事業所の実態の把握【商工観光課】

事業所の実態把握を行うにあたっては、調査項目、内容を調整するとともに、関係課との連携により、実施の検討を図ります。

目 標

⑧ 職場で男女平等と感じている人の割合

H17 : 19.0%

H23 : 14.1%

目標 (H28) : 約25%

6-2) 女性の就業・再就職や起業等を支える

女性の職業能力の開発に対する支援、新たに就業を希望する女性や出産等で退職して再就職を希望する女性、新しく事業を始めることを希望する女性に対する情報提供等の支援を行います。

■ 具体的な施策

6-2-1 職業訓練の情報提供【商工観光課】

若年求職者バウチャー事業利用者募集の広報とともに、職業訓練コース案内パンフレットを配置しています。

6-2-2 就職等の情報の提供【商工観光課】

とちぎ求職者総合支援巡回相談会及びとちぎ再就職支援合同面接会の広報とともに、ハローワークからの求人情報の提供を毎週行っています。

6-2-3 再雇用制度の普及啓発【商工観光課】

関連するパンフレットの配布について行っております。また、関連資料の収集や制度の啓発に努めます。

6-3) 農林業や商工業等の自営業に携わる女性の労働条件を整える

農林業や商工業等の自営業者に対して、男女共同参画意識の普及、意思決定の場に対する女性の参画促進のための情報提供や、労働条件の改善等の啓発に努めます。

具体的な施策

6-3-1 経営能力向上の研修会への参加【農務課（農政課）・商工観光課】

認定農業者の育成・確保のための研修時に個別の指導を行っていますが、商工会などの研修会については、より多くの対象者に参加してもらうため、広報等により啓発活動を推進します。

6-3-2 家内労働者の労働条件の向上に向けての啓発

【商工観光課・農務課（農政課）・農業委員会】

商工会などの研修会については、広報し参加を促すほか、リーフレット等を配布するなど啓発活動を推進します。また、県などと協力しあいながら、家族経営協定の締結推進のなかで啓発を図ります。

6-3-3 農村における男女共同参画意識の啓発【農務課（農政課）・農業委員会】

家族経営協定の締結推進のなかで男女共同参画意識の啓発を図ります。また、各種団体の会議等での啓発を図ります。

6-3-4 家族経営協定の締結推進【農務課（農政課）・農業委員会】

県の家族経営協定推進セミナーへの参加や訪問活動を実施しています。引き続き、県や農業委員と協力しあいながら、協定の希望者へ内容を説明し、締結を推進します。

目 標

⑨ 家族経営協定の締結数

H17 : 9件	H23 : 16件	目標 (H28) : 20件
----------	-----------	----------------

3-7 男女の家庭生活と職業生活・地域活動との両立支援

現状 各家庭において、家事や育児や介護といった家庭生活と職業生活・地域活動を両立させていくことが大切です。

団体ヒアリングなどの中で、介護等の事情により働く意思があっても就労ができない女性の声などを聞きました。家庭ごとに様々な役割分担の形がありながらも、家庭生活と職業生活・地域活動との両立を望む人に対して、可能な限り選択の幅を広げられるような環境づくりが求められています。

課題 こうしたことから、家庭生活に対する支援を行っていくとともに、働きやすい環境づくりの促進と地域活動における男女共同参画の推進、誰もが利用しやすい公共施設等の整備が必要です。

7-1) 子育て・介護サービスの充実と共同参画を進める

男女の家庭生活やその他の活動の両立を支援するため、子育てや介護に関する地域の福祉活動の充実に努めます。

■ 具体的な施策

7-1-1 ファミリー・サポート・センター事業の拡充【健康福祉課（こども未来課）】

平成19年度に、依頼会員83人・両方会員24人・協力会員38人・支援活動57件でスタートしたファミリー・サポート・センターも、平成22年度には、依頼会員251人・両方会員45人・協力会員51人・支援活動470件とファミリー・サポート・センター事業が周知され利用されてきています。引き続き、協力会員の育成及び確保を図ります。

7-1-2 育児や介護の男女共同についての啓発【健康福祉課、こども未来課】

育児相談や男女ともに参加する各講座の開催時に、家事・育児・介護への男女共同参加を促進しています。今後も、男女共同の家事・育児・介護の講座の開催により啓発を図ります。

7-1-3 子育て支援センターの充実【健康福祉課（こども未来課）】

センター利用者や相談件数は増加しており、今後、父親の参加しやすい土・日曜日に育メン教室や交流会を開催するなど、多くの父親が子育てに共同参加できるような環境の整備、子育て支援の充実に努めます。

7-1-4 男女のための家事・育児・介護等の講座の充実【健康福祉課、こども未来課】

男女参加の簡単クッキング・育メン教室・家庭介護教室などを開催しています。女性への負担が多い家事・育児・介護について男性の協力が得られるよう、子育て相談や講座、男女参加の調理実習、家庭介護教室の充実に努めます。

平成24年度以降、健康福祉課とこども未来課の双方の課において実施する施策についてはカッコ書きをせずに併記しております。

7-1-5 子育てに関するネットワークづくりの促進【健康福祉課（こども未来課）】

子育て支援センター利用者によるサークル活動を支援し、子育て仲間づくりを推進しています。また、母子保健推進委員や民生委員との連携により各子育てサロンとも関わりが持てるようになってきています。今後、乳幼児から中高生までの地域のすべての子どもを連続的に支援できるよう、各部門との連携を図ります。

7-1-6 各種保育サービスの充実【健康福祉課（こども未来課）】

保育ニーズの多様化により、通常保育以外に延長保育、一時保育、休日保育、病後時保育等特別保育を実施しております。また、就労により昼間、保護者がいない家庭の小学校低学年の児童を対象に、放課後児童健全育成事業（学童保育）を実施し、遊び場や居場所を提供し、児童の健全育成を図っています。

7-1-7 介護教室の開催や相談活動等の介護者支援の充実【健康福祉課】

家族介護教室を年4回開催し、介護者の支援を図っています。地域包括支援センターとの連携により、地域ネットワークづくりを強化し、介護者支援の充実を図ります。

7-1-8 ひとり親家庭等への支援の充実【健康福祉課（こども未来課）】

ひとり親家庭への医療費の助成や児童扶養手当の支給等により経済的支援を図ります。

7-1-9 各種助成の実施【健康福祉課（こども未来課）】

児童手当、子ども医療費助成事業との支給により、子育て世帯への経済的支援を図ります。

目 標		
⑩ 夫婦の役割分担について満足又はどちらかという満足を感じている人の割合		
H17 : 69.7%	H23 : 64.9%	目標 (H28) : 約73%
⑪ 子育てに関する情報提供や相談等の利用件数		
H17 : 320件	H23 : 1,714件	目標 (H28) : 2,000件

3-7 男女の家庭生活と職業生活・地域活動との両立支援

7-2) 地域活動における共同参画を進める

地域活動において、男女が協力して参画できるよう支援を行うとともに、男女が共に地域社会の担い手として参画できるよう働きかけを行います。

■ 具体的な施策

7-2-1 栃木県男女共同参画地域推進員の増員と活動の支援・促進【生涯学習課】

町内には県の推進委員が8名おり、うち3名を町推進委員として委嘱しています。県男女共同参画センターと連携しながら、情報収集を行い活動の促進を図ります。

7-2-2 共同参画のための各種要件の見直し促進【生涯学習課・町民生活課(生活環境課)】

町の広報紙やホームページなどで啓発を行っています。今後、地域における啓発事業や推進方法の検討を図ります。

7-2-3 活動内容の見直し等による参画しやすい環境づくりの支援・促進

【生涯学習課・町民生活課(生活環境課)】

活力ある地域づくり支援事業により、地域づくりの推進を図ります。

7-2-4 自治会・PTA等の団体役員への女性登用の促進

【生涯学習課・町民生活課(生活環境課)】

自治会長の多くは男性であるが、近年女性の自治会長も選ばれるようになりました。また、PTA役員では女性役員も選出されており、育成会においては女性会長が多い状況です。今後、自治会・PTA等の中での男女共同参画の啓発方法を検討し、PRを図ります。

目 標

⑫ 地域活動に参加したことがない人の割合

H17 : 39.2%

H23 : 48.0%

目標 (H28) : 約35%

7-3) 働きやすい環境づくりをうながす

男女が家庭生活と職業生活等を両立できるよう、事業者に対して、法制度の普及や労働条件の改善等についての啓発を行います。

■ 具体的な施策

7-3-1 労働時間短縮の推進【商工観光課・農務課（農政課）】

労働時間適正化キャンペーン月間の広報及びパンフレットを配置しています。また、認定農業者の推進により、他産業並みの労働時間を目指すよう指導を行っています。引き続き、労働局、県等との情報共有を図りながら、普及・啓発を行います。

7-3-2 育児、介護休業制度の普及・啓発【商工観光課】

改正育児・介護休業法の講座や説明会等の広報を行っています。引き続き、労働局、県等との情報共有を図りながら、普及・啓発を行います。

7-3-3 多様な働き方を可能とする就業条件整備等の啓発【商工観光課】

ワーク・ライフ・バランスに関するセミナーの広報や労働相談窓口の案内パンフレットを配置しています。引き続き、労働局、県等との情報共有を図りながら、普及・啓発を行います。

3-7 男女の家庭生活と職業生活・地域活動との両立支援

7-4) 誰もが利用しやすい公共施設等をつくる

男女とも誰もが利用しやすい、公共施設等の整備を推進します。

■ 具体的な施策

7-4-1 既設公園における要望に応じた施設改修【都市計画課】

平成22年度に劣化した遊具等の調査を行い、計画的な改修を実施します。

7-4-2 公共施設の整備の際のユニバーサルデザインの検討【総務課・関係各課】

庁舎駐車場整備の際に、正面入口のバリアフリー化、点字ブロックの設置及び障がい者用駐車場を設置しました。また、保健福祉センターに小児用小便器、ベビーチェア、ベビーシートを設置、みぶハイウェーパークに授乳室を設置するなど、公共施設のトイレ改修やユニバーサルデザインの導入を進めています。

7-4-3 公共施設の効率の良い運用と拡充【総務課・関係各課】

公共施設を指定管理制度で運用することにより、利用可能日を増加するなど利用者の利便性の向上を図っています。また、インターネット予約システムの導入を検討しています。

3-8 総合的な協働・推進体制の確立

本町において、社会のあらゆる分野で男女共同参画を推進していくためには、行政と町民・事業者などがそれぞれに主体的に取り組んでいくこと、各施策について計画的・継続的に取り組んでいくこと、そしてそのための総合的な協働・推進体制を確立することが必要です。

8-1) 広聴活動を充実する

町民の意識や町内の様々な現状を的確にとらえたうえで、男女共同参画社会の形成のための有効な施策を展開していくため、広聴活動を充実していきます。

■ 具体的な施策

8-1-1 町政懇談会や町施設めぐりなどの機会を活用した意向把握

【企画財政課(総合政策課)・町民生活課(生活環境課)】

各自治会からの意見・質問等を町政懇談会や行事等の機会において把握を行っています。また、施設めぐりを実施し、参加者より意見の聴取を行っています。

8-1-2 計画の進捗状況の把握と町内各種団体との意見交換会の実施【生涯学習課】

町男女共同参画推進委員会並びに庁内連絡会議の開催により、本プランが円滑に運用できるように進行管理を実施します。

8-1-3 栃木県男女共同参画地域推進員との連携【生涯学習課】

町内には県の推進委員が8名おり、うち3名を町推進委員として委嘱しています。県男女共同参画センターと連携しながら、情報収集を行い活動の促進を図ります。

8-2) 庁内体制を確立する

計画を着実に推進するために、庁内横断的な連絡会議を設置し、行政全体としての推進体制の整備を行います。

■ 具体的な施策

8-2-1 庁内横断的な連絡会議の設置【生涯学習課】

平成19年度に庁内連絡会議を設置し、会議を行っています。

8-2-2 積極的な職員研修などの実施【総務課】

職員個々の能力を高め、資質を向上させるため、今後も、様々な行政課題や住民ニーズに即した各種研修を選択し、一人でも多くの職員の参加を促します。

8-2-3 人事評価制度を活用した公正な人事管理の実施【総務課】

平成18年度から試行的にスタートし、平成21年度から全職員を対象に本格実施しています。より精度の高いシステムとするため、情報を提供・研究しながら評価基準統一のための評価者研修、目標設定能力の向上を図るための被評価者を対象とした研修等を行います。

8-2-4 町民・企業等との協力、連携を図りながら、計画を効果的に推進するための計画の進行管理の実施【生涯学習課】

町男女共同参画地域推進委員会並びに町男女共同参画地域推進庁内連絡会議において進行管理を実施しています。推進委員会において推進内容の確認と方策の検討を図ります。

目 標

⑬ 庁内連絡会議の設置

H17 : -

H23 : 平成19年度設置

目標 (H28) : 設置

8-3) 行政と町民の協働関係をつくる

施策の点検、見直しを行い、今後の取組の方向性を検討するため、有識者、民間団体、関係行政機関の代表などからなる組織を設置します。

具体的な施策

8-3-1 推進組織の設置【生涯学習課】

平成19年度に町男女共同参画推進委員会を設置しています。

目 標		
⑭ 推進組織の設置		
H17 : -	H23 : 平成19年度設置	目標 (H28) : 設置

8-4) 県との連携を図る

本計画の実現のためには、県と協議したうえで協力しながら課題の解決に取り組むことが必要であることから、綿密な連携を図っていきます。

具体的な施策

8-4-1 県からの情報や機能の活用などによる職員研修【総務課】

個人のスキルアップ、県他市町職員との交流及び各種情報等の収集に努めるため、毎年、職員が専門性の高い研修会に参加しています。今後も経験年数に応じた各種研修会への参加を積極的に進め、職員の資質向上に努めます。

8-4-2 県からの情報や機能の活用などによる住民への意識啓発、情報提供などの支援

【生涯学習課】

「とちぎ県民のつどい」等の県事業に毎年参加しています。今後も、積極的に研修等の機会の確保を図ります。

3-8 総合的な協働・推進体制の確立

8-5) 他市町や企業等との交流を図る

他市町や企業等との交流による情報交換や、施策推進に当たっての連携などにより、壬生町における男女共同参画社会の実現に向けた施策の充実を図っていきます。

■ 具体的な施策

— 8-5-1 他市町や企業等との交流による情報交換や施策推進に当たっての連携等

【生涯学習課】

下都賀地区生涯学習連絡会及び担当者会議を活用しています。引き続き、町の推進委員会や県の男女共同参画推進委員連絡会議での情報収集を行います。

資料-1 用語解説

【あ行】

育児・介護休業法

正式名称は「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」といい、労働者が退職せずに育児や介護を行うことができるよう、休業、時間外労働の制限、勤務時間短縮制度等の措置について定められています。

一般事業主行動計画

次世代育成支援対策推進法に基づき、事業主が従業員の仕事と家庭の両立に関して講じる措置の内容を記載した計画で、従業員300人（平成23年4月からは100人）を超える事業所は計画の策定が義務づけられています。それ以外の事業所は努力義務です。

エンパワーメント

自分で自分の力を取り戻すこと（自律性を促す力を与えること）。

男女共同参画社会の実現のために、女性が自らの意識と能力を高め、社会のあらゆる分野で、政治的、経済的、社会的及び文化的に力を持った存在となり、力を発揮し、行動していくことです。

【か行】

家族経営協定

経営主と共同経営者である家族員が、個々の意見を尊重し、意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や作業分担、労働報酬、余暇計画など、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間で十分に話し合っ て文書等 で取り決めた協定です。

家庭の日

青少年の健全な育成に、家庭の果たす役割は重要であることから、栃木県では毎月第3日曜日を「家庭の日」と定め、家庭の教育力の向上を目指しています。

協働

異なる立場のものが、それぞれの個性や特性を認めあい、活かしながら対等な立場で、共通の目的である課題解決に向けて協力する関係のことです。

子育て支援センター

一緒に子育てについて考え、支援を行うところです。子育てに関する相談や情報提供、親子遊び、子育てのための講座などを行っています。

固定的性別役割分担意識

「男は仕事、女は家事・育児」といったように、性別によって固定的に役割を決める考え方のことで、男女共同参画を実現するための大きな障害となっています。女性が能力を発揮し、自立や社旗参画を進めていくためには、この意識を変えていく必要があります。

【さ行】

参画

社会の様々な場に、単に参加するだけではなく、企画・立案や決定にも自分の意思で関わって意見や考えを出し、負担も責任も担い合うといった主体的かつ積極的な態度や行動をいいます。

ジェンダー

社会通念や慣習の中にある、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」といった社会的性別のことです。

女子差別撤廃条約

正式名称は「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」をいい、1979年（昭和54年）国連第34回総会で採択され、日本では1985年（昭和60年）に批准しました。

この条約は、社会のあらゆる分野において、性別を理由とした差別を直接間接を問わずに禁じることや、男女平等を実現するために、一時的に女性に教育や雇用、審議会などの委員登用の機会など一定に範囲で優先して提供するなどのポジティブアクション（積極的改善措置）を認めることが規定されており、日本では条約批准にあわせて男女雇用機会均等法が制定されました。

性別による違い

（固定的な役割分担・性別による差別的扱いについて）

人間には生まれつきの生物学的性別（セックス）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別（ジェンダー）」といいます。

「ジェンダー・フリー」という用語を使用して、性差を否定したり、男らしさ、女らしさや男女の区別をなくして人間の中性化を目指すこと、また、家族やひな祭り等の伝統文化を否定することは、本プランで目指す男女共同参画社会とは異なります。

セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）

性的いやがらせのことをいいます。雇用の場においては、「相手の意に反した性的な言動を行い、それに対する対応によって、仕事をする上で一定の不利益を与えたり、またはそれを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させること」と考えられています。

積極的改善措置

女性や障がい者などの社会的構造的に低い位置に置かれ不利益を被っている人たちに対して、教育や雇用、審議会などの委員登用の機会など一定の範囲で優先して提供したりして、実質的な平等を実現するための暫定的な特別措置をいいます。

【た行】

男女共同参画社会

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることによって、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うべき社会のことをいいます。

男女雇用機会均等法

正式名称は「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律（昭和61年4月施行）」といい、募集・採用から定年・退職にわたる雇用管理全般において男女を均等に扱うことや、職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止、妊娠及び出産後の女子労働者の健康確保などが規定されています。

栃木県男女共同参画地域推進員

栃木県が、県民の協力を得て男女共同参画の推進を図るため、地域において男女共同参画の普及啓発その他の活動を行う「栃木県男女共同参画地域推進員」を委嘱し、かつ、その活動を支援しているものです。

ドメスティック・バイオレンス

（DV：配偶者等からの暴力）

一般的に、配偶者やパートナーなど親密な関係にある又はあった者からの暴力のことで、単に殴る蹴る等の身体的な暴力だけではなく、威嚇、無視、行動の制限など、心理的な苦痛を与えることも含まれます。また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が平成13年に施行されています。

【は行】

配偶者暴力相談支援センター

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、相談や相談機関の紹介、カウンセリング、被害者及びその同伴家族の一時保護、被害者の自立生活促進・保護命令制度・保護施設利用などの援助を行う機関です。

ファミリー・サポート・センター

地域における育児等に関して、援助を行いたい人と受けたい人とが会員となって相互に支え合う組織のことです。

母性にかかわる健康と権利

“生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）”という考えが、1994年（平成6年）の国際人口／開発会議の「行動計画」及び1995年（平成7年）の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において示されました。

これは、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足いく性生活や安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つ権利などが含まれ、男女がひとりの人間として、自分の体と性と生殖に関することについて自己決定を行い、健康を享受することを尊重するという考え方です。

【や行】

ユニバーサルデザイン

あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方のことです。

【わ行】

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて、健康で豊かに、多様な働き方・生き方が選択・実現できる社会のことです。

資料-2 策定体制

① 壬生町男女共同参画推進委員会設置要綱

壬生町男女共同参画推進委員会設置要綱

平成19年9月20日

教委告示 第14号

(設置)

第1条 壬生町における男女共同参画のまちづくりの推進にあたり、必要な事項について広く町民の意見を求め、施策の推進に資するため、壬生町男女共同参画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 男女共同参画社会の形成に関すること。
- (2) その他男女共同参画に関連する施策に関すること。

(組織等)

第3条 委員会は、委員16人以内で組織する。

2 委員は、男女共同参画社会の形成について理解と熱意のある者で、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 企業又は団体等からの代表者
- (3) その他教育長が認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は教育委員会事務局生涯学習課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附則

平成19年10月1日から適用する。

■ 壬生町男女共同参画推進委員構成名簿

	氏名	役職等	備考
委員	落合 範子	教育長	
委員	榆井 聰	町議会議員（教育民生常任委員長）	
委員	齊藤 和子	人権擁護委員	
委員	高山 祐子	女性団体連絡協議会長	
委員	根本 祐行	自治会連合会副会長	
委員	篠原 直樹	P T A連合会役員	
委員	小林 俊雄	商工会長	
委員	有田 克彦	町金融団（栃木銀行おもちゃのまち支店長）	～H23. 9. 31
委員	田村 宰	町金融団（足利銀行壬生支店長）	H23. 10. 1～
委員	落合 明美	校長会（壬生北小学校）	
委員 （委員長）	福田 静江	社会教育委員 栃木県男女共同参画地域推進員	
委員	高田美代子	栃木県男女共同参画地域推進員	
委員	木村 園恵	栃木県男女共同参画地域推進員	
委員	大久保信男	教育長推薦（幼稚園連合会長）	
委員 （副委員長）	鈴木 節子	教育長推薦（建築士）	
委員	井上 照恵	教育長推薦（オピニオンリーダー）	
委員	鯉沼 玲子	教育長推薦（県農業士）	

(順不同、敬称略)

② 壬生町男女共同参画推進庁内連絡会議設置要領

壬生町男女共同参画推進庁内連絡会議設置要領

平成19年9月20日
教委要領
改正 平成20年1月24日

(設置)

第1条 壬生町における男女共同参画のまちづくりの推進にあたり、総合的かつ効果的な推進を図るため、壬生町男女共同参画推進庁内連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 連絡会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 男女共同参画計画の推進に関すること。
- (2) 男女共同参画に関連する施策に関すること。
- (3) その他男女共同参画社会の形成に必要な事項に関すること。

(組織等)

第3条 連絡会議は、別表第1に掲げる職にある者をもって委員とし、組織する。

(役員)

第4条 連絡会議に委員長及び副委員長1名を置く。

- 2 委員長には、教育次長をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員の互選により選出する。

(役員の職務)

第5条 委員長は、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員長は、会議を招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、説明を求めることができる。

(幹事会)

第7条 連絡会議の附議事項を検討するため、連絡会議の下に、壬生町男女共同参画推進庁内連絡会議幹事会（以下「幹事会」という。）を置く。

- 2 幹事会は、生涯学習課長及び別表第2に掲げる各課局の係長相当職以上にある者を持って幹事とし、組織する。
- 3 幹事会は、男女の一方の比率が6割を超えないように努める。
- 4 幹事会に、幹事長及び副幹事長1名を置く。
- 5 幹事長には、生涯学習課長をもって充てる。
- 6 副幹事長は、幹事の互選により選出する。
- 7 幹事長は、会議を招集し、その議長となる。
- 8 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第8条 委員及び幹事の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第9条 連絡会議及び幹事会の庶務は、教育委員会事務局生涯学習課において処理する。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、連絡会議及び幹事会の運営に関し必要な事項は、委員長又は幹事長が、会議に諮って定める。

附 則

この要領は平成19年10月1日から適用する。

附 則

この要領は平成20年1月25日から適用する。

資料-2 策定体制

■ 別表第1（第3条関係）

	課局名
1	教育次長
2	総務課長
3	企画財政課長
4	税務課長
5	議会事務局長
6	会計課長
7	町民生活課長
8	健康福祉課長
9	保険環境課長
10	農務課長
11	農業委員会事務局長
12	商工観光課長
13	水道課長
14	下水道課長
15	都市計画課長
16	建設課長
17	学校教育課長
18	生涯学習課長
19	スポーツ振興課長

■ 別表第2（第7条関係）

	課局名
1	総務課
2	企画財政課
3	税務課
4	議会事務局
5	会計課
6	町民生活課
7	健康福祉課
8	保険環境課
9	農務課
10	農業委員会事務局
11	商工観光課
12	水道課
13	下水道課
14	都市計画課
15	建設課
16	学校教育課
17	生涯学習課
18	スポーツ振興課

資料-3 策定経緯

年月日	会議等
平成23年6月29日	第1回壬生町男女共同参画推進庁内連絡会議・幹事会合同会議
7月11日	第1回壬生町男女共同参画推進委員会
7月～8月	男女共同参画プランに係る施策取り組み状況及び方針調査（各課調書）
7月29日～8月12日	男女共同参画に関する住民意識調査
8月26日～9月20日	関係団体ヒアリング
10月28日	第2回壬生町男女共同参画推進庁内連絡会幹事会
11月16日	第2回壬生町男女共同参画推進委員会
平成24年1月10日～2月10日	パブリックコメント（素案に関する意見募集）
2月16日	第3回壬生町男女共同参画推進庁内連絡会議・幹事会合同会議
2月24日	第3回壬生町男女共同参画推進委員会

資料-4 目標値の見直し

平成23年度に実施した住民意識調査結果やこれまでの事業実績等を踏まえて、国や県の指標や他市町の事例を参考に、次の5つの項目の目標値について見直しを行いました。

- 「② 家庭生活上で平等になっていると思う人の割合」については、他事例（国や宇都宮市等）を参考に平成28年の目標値を下方修正しました。[概ね国の指標を目標としました。]

【目標値：約60% → 約45%】

	国	栃木県	宇都宮市	栃木市	上三川町
現 状	43.1% (H21)	29.5% (H21)	29.1% (H18)	25.5% (H22)	37.2% (H22)
目標値	—	—	42.0% (H24)	—	—

- 「③ 社会全体で平等になっていると思う人の割合」については、他事例（県や上三川町等）を参考に平成28年の目標値を下方修正しました。[概ね県の指標を目標としました。]

【目標値：約45% → 約30%】

	国	栃木県	栃木市	上三川町
現 状	23.2% (H21)	18.5% (H21)	17.3% (H22)	20.0% (H22)
目標値	—	23.2% (H27)	—	30.0% (H27)

- 「④ 両親学級への父親の参加率」については、平成23年の実績値がプラン策定時よりも減少していることから、平成28年の目標値を下方修正しました。[概ね2/3世帯～3/4世帯としました。]

【目標値：約80% → 約70%】

- 「⑦ 女性の意見や考え方が、町の政策にある程度反映していると思う人の割合」については、住民意識調査結果から既に目標を達成していることから、平成28年の目標値を上方修正しました。

【目標値：約30% → 35%】

- 「⑪ 子育てに関する情報提供や相談等の利用件数」の目標値については、平成23年の実績値が既に目標を達成していることから、平成28年の目標値を上方修正しました。

【目標値：1,200件 → 2,000件】

資料-5 住民意識調査の概要

(1) 調査の目的

- 本調査は、21世紀のよりよいまちづくりを進め、女性と男性が共にいきいきと暮らせる社会（男女共同参画社会）の実現に向けて、その現状と住民の意識や意向などを把握し、「壬生町男女共同参画プラン」を策定する際の基礎資料とすることを目的とするもの。

(2) 調査の対象

- 町内在住の満20歳以上の町民 1,000人

(3) 調査の方法

- 住民基本台帳に基づく無作為抽出（平成23年6月末現在）
- 郵送による配布・回収

(4) 調査の期間

- 平成23年7月29日（金）～平成23年8月12日（金）の2週間

(5) 回収状況

- 配布数1,000票に対して回収数396票、回収率は39.6%

(6) 調査結果の集計・分析

- 構成比は、質問ごとに不明（無回答）及び非該当を除き算出する。算出された構成比は、小数点第2位を四捨五入し、小数第1位まで表示しているため、合計が100%とならないものもある。

- 単純集計：

質問ごとに集計を行った。（シングルアンサー【SA】／マルチアンサー【MA】）

- 前回調査結果及び全国、栃木県調査結果との比較：

前回調査結果（平成17年度実施）及び全国、栃木県調査結果では、非該当のみを除き、不明（無回答）を含む構成比による分析を行っていたが、今回調査結果と比較するため、改めて不明（無回答）及び非該当を除いたものを算出した。そのため、これらの報告書に記載されている構成比とは、一部異なる。

また、「壬生町男女共同参画プラン」において目標値が設定されている項目に関しては、前回調査結果と同様に不明（無回答）を含む集計・分析も別途行った。

(7) 調査項目

- 調査項目は、次頁表のとおり。

■ 調査項目

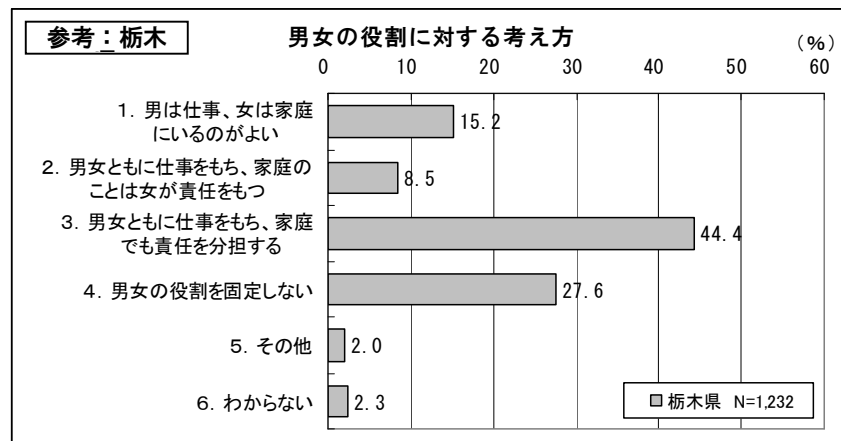
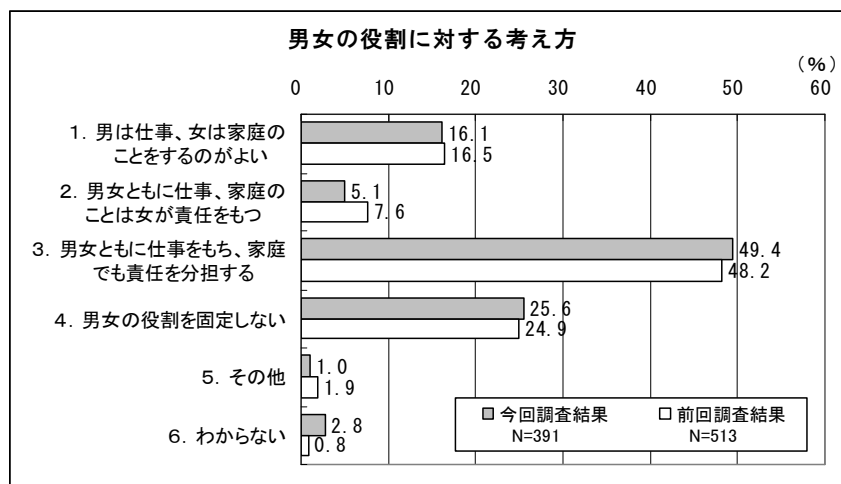
設問区分	設問内容
1. 基本属性	(1) 性別 (2) 年齢 (3) 結婚の状況 (4) 就労の状況
2. 家庭生活	問1 男女の役割に対する考え方 問2 実際の夫婦の役割分担 問3 夫婦の役割分担に対する満足度 問4 育児の役割分担について 問5 男性の家庭参加に必要なこと 問6 「仕事と生活の調和」の認知度 問7 仕事と生活の優先度 問8 日常生活の満足度
3. 介護や老後	問9 介護経験の有無 問10 介護の担い手に関する考え方
4. 子育てや教育	問11 回答者自身の育てられ方 問12 自分の子供の育て方 問13 学校教育において力を入れてほしいこと
5. 就労	問14 女性が職業をもつこと 問15 女性が仕事を続ける上での障害 問16 女性の再就職支援に必要なこと 問17 勤務状況 問17-1 勤務先における女性の状況
6. 地域活動	問18 地域活動の参加状況 問18-1 参加している地域活動 問18-2 参加していない理由 問19 今後参加したい地域活動
7. 人権	問20 女性の人権が尊重されていないと感じる時 問21 女性に対する暴力をなくすために必要なこと 問22 ドメスティック・バイオレンスだと思う行為 問23 ドメスティック・バイオレンスの経験 問24 配偶者への不満
8. 政治や政策への参加	問25 政治への関心 問26 町政における女性の意見の反映度 問27 議員や審議会委員への女性参画の考え方 問28 女性の参画促進のために必要なこと
9. 男女の地位の平等	問29 各分野における男女の平等
10. 町政への要望	問30 男女共同参画を推進するために出来ること 問31 男女協働参画を進めるために必要なこと

① 男女（夫婦）の役割分担について

男女の役割に対する考え方【SA】

問1 「男性は仕事、女性は家庭」という考え方がありますが、あなたの考えに最も近いものを選んでください。[1つに○]

- 「男女ともに仕事を持ち、家庭でも責任を分担する」が 49.4%、「男女の役割を固定しない」も 25.6%。



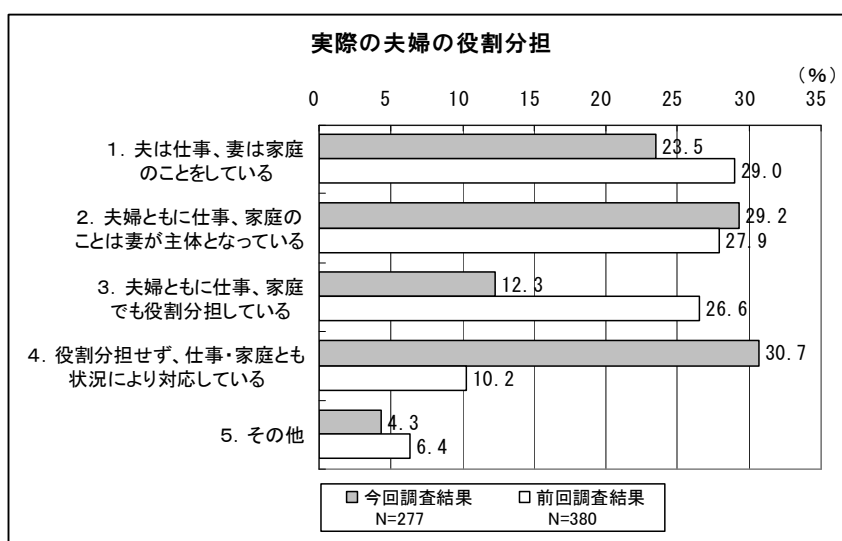
【平成 21 年度 男女協働参画社会に関する意識調査】

資料-5 住民意識調査の概要

実際の夫婦の役割分担【SA】

問2 あなたの家庭において、夫婦の役割分担はどのようになっていますか。最も近いものを選んでください。[1つに○]

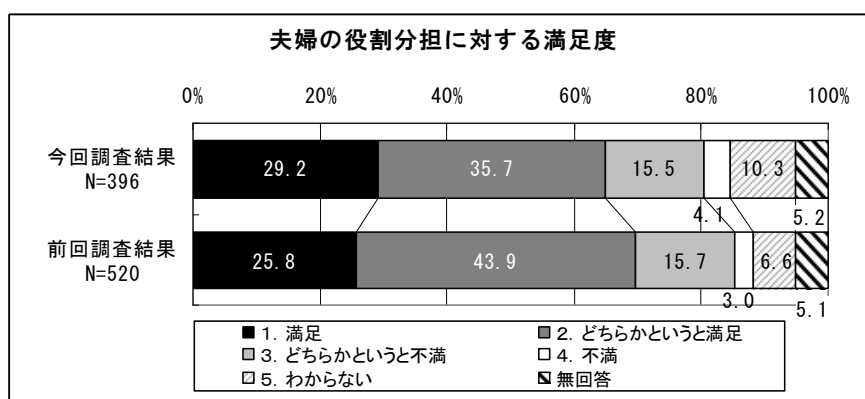
- 「役割分担せず、仕事・家庭とも状況により対応している」が30.7%と前回から増加、一方、「夫婦ともに仕事、家庭でも役割分担している」が12.3%と減少。



夫婦の役割分担に対する満足度【SA】

問3 問2のようなご夫婦の役割分担について満足されていますか。[1つに○]

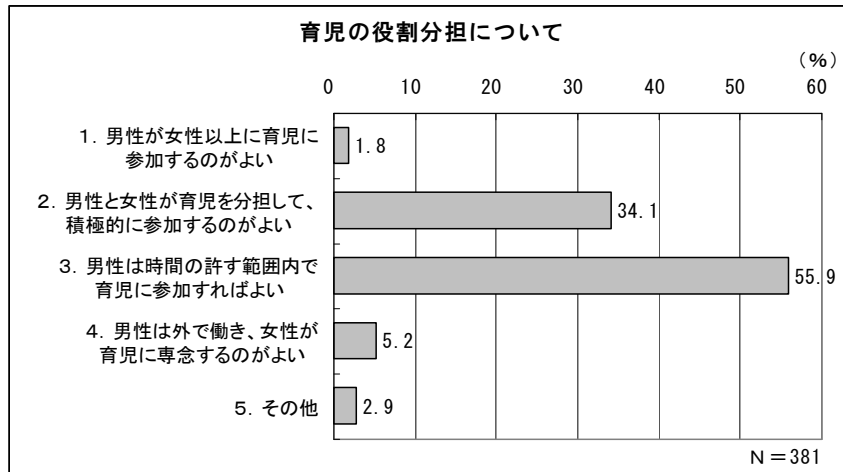
- 「どちらかという満足」が37.7%、「満足」が30.8%で、これらを合わせた7割近くが満足。



育児の役割分担について【SA】

問4 男性（父親）と女性（母親）の育児の役割分担についてどのように思いますか。[1つに○]

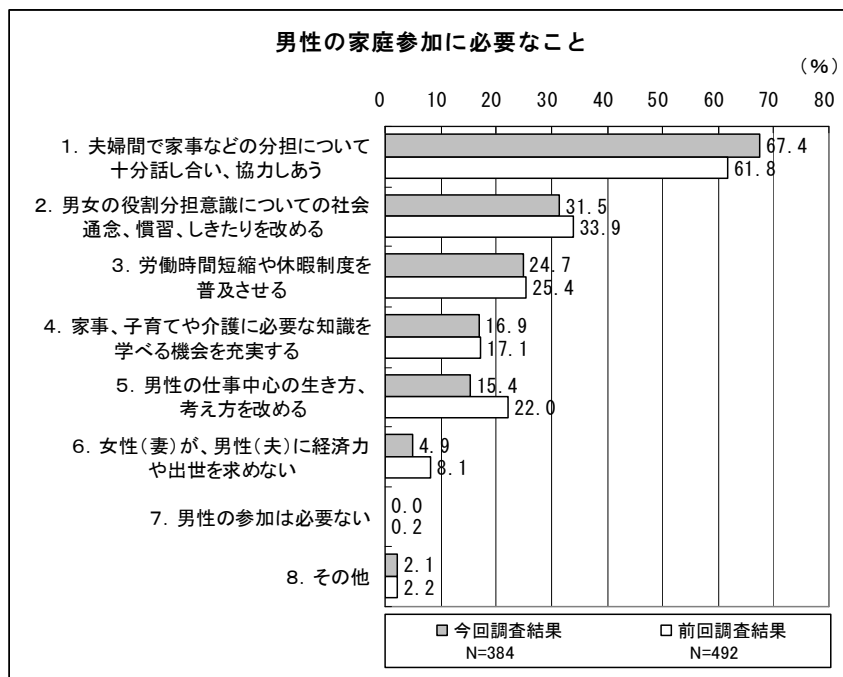
- 「男性は時間の許す範囲内で育児に参加すればよい」が 55.9%、「男性と女性が育児を分担して、積極的に参加するのがよい」が 34.1%。



男性の家庭参加に必要なこと【MA】

問5 男性が家事や子育て、介護などの家庭内のことに積極的に参加していくためには、どのようなことが必要だと思いますか。[2つ以内で○]。

- 「夫婦間で家事などの分担について十分話し合い、協力しあう」が 67.4%。



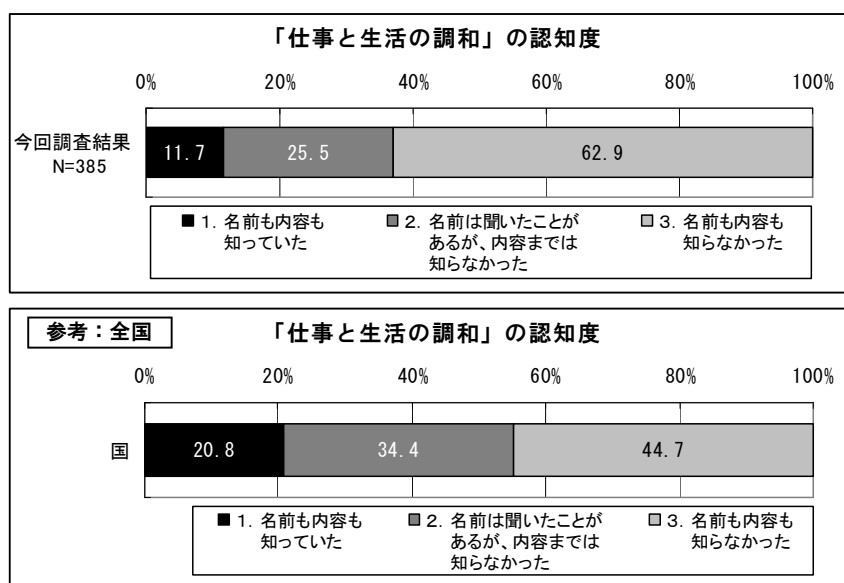
資料-5 住民意識調査の概要

② 仕事と生活の調和について

「仕事と生活の調和」の認知度【SA】

問6 あなたは、この『ワークライフバランス』という言葉をどの程度知っていますか。[1つに○]

- 「仕事と生活の調和(ワークライフバランス)」について、「名前も内容も知らなかった」が62.9%、一方、「名前も内容も知っていた」が11.7%と、同様の全国調査に比べて認知度が低い。

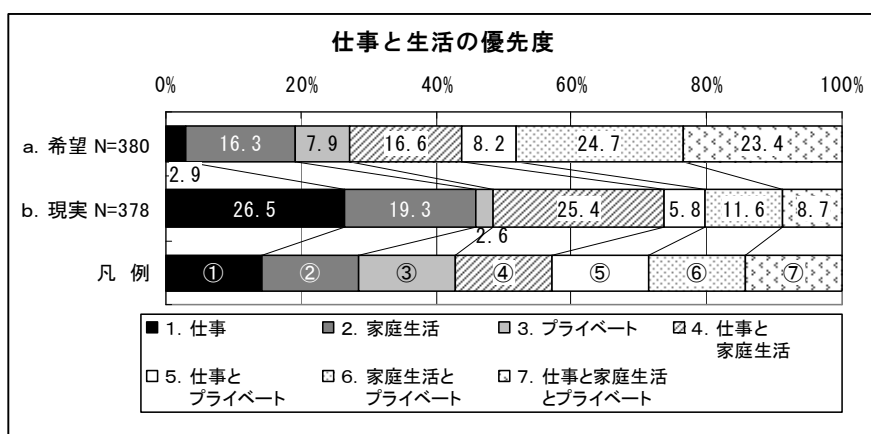


【平成23年版 男女共同参画白書】

仕事と生活の優先度【SA】

問7 生活の中での、「仕事」、「家庭生活」、「プライベート（仕事・家庭以外の自分の時間）」の優先度についておうかがいします。あなたはどちらを優先したいですか。『a. 希望』と『b. 現実』を、それぞれ選んでください。[各1つに○]

- 『希望』では、「家庭生活とプライベート」が24.7%、「仕事と家庭生活とプライベート」が23.4%。
『現実』では、「仕事」が26.5%、「仕事と家庭生活」が25.4%。

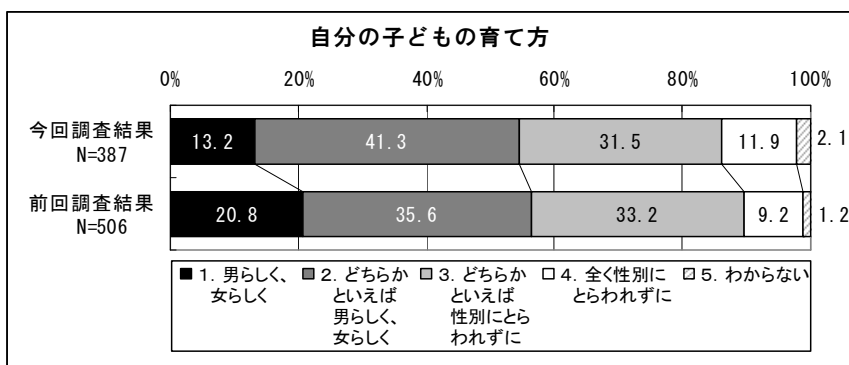


③ 子育てについて

自分の子どもの育て方【SA】

問 12 あなたは、自分の子どもをどう育てたいと思いますか。最も近いものを選んでください。(子どもがいない場合には、“子どもがいる”と仮定してお考えください。)[1つに○]

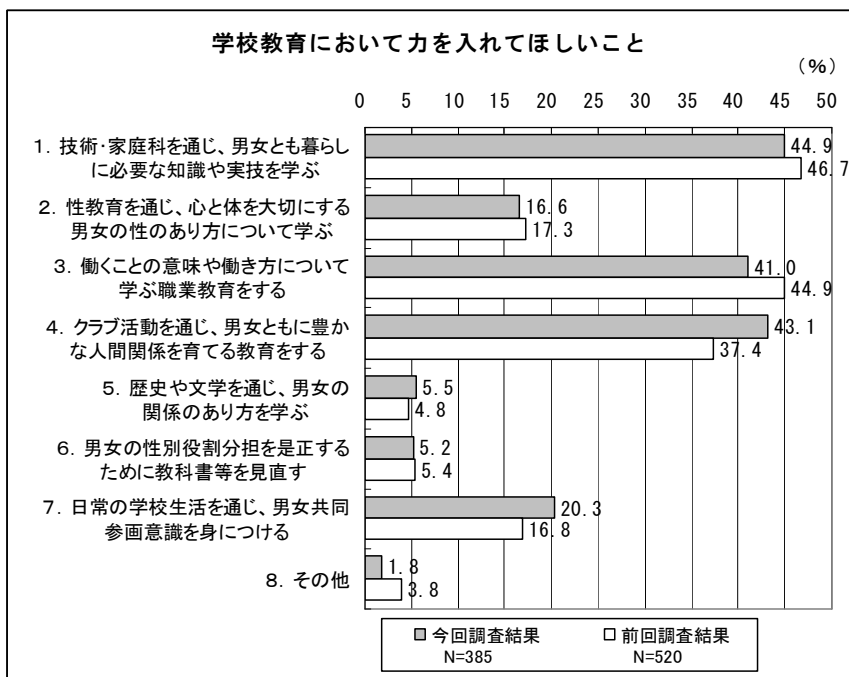
- 「どちらかといえば男らしく、女らしく」が 41.3%、「どちらかといえば性別にとらわれず」が 31.5%。



学校教育において力を入れてほしいこと【MA】

問 13 男女が互いにその人権を尊重しつつ、ともに責任をもち、協力しあって暮らす社会をつくるために、学校教育の中で特に力を入れてほしいと思うものは何ですか。[2つ以内で○]

- 「男女とも暮らしに必要な知識や実技を学ぶ」、「働き方について学ぶ職業教育」のほか、「男女ともに豊かな人間関係を育てる」、「男女共同参画意識を身につける」という意向が高い。



資料-5 住民意識調査の概要

④ 女性の就労について

女性が職業を持つこと【SA】

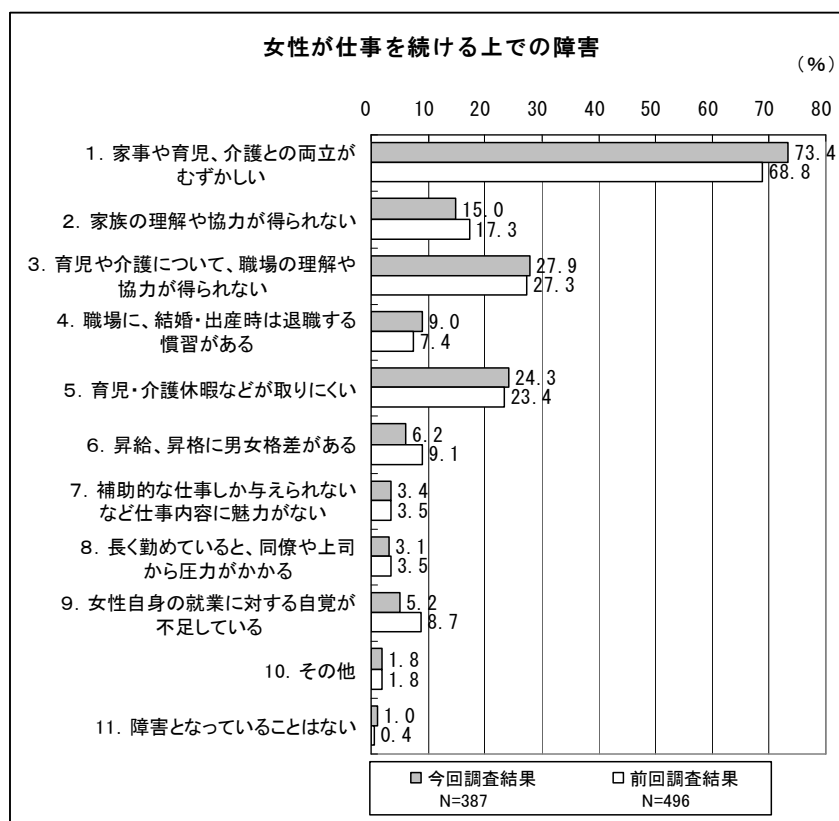
問 14 あなたは、女性が仕事を持つことについて、どのように思いますか。あなたの考えに最も近いものを選んでください。[1つに○]

- 「出産後は仕事をやめ、子どもが大きくなったら再び仕事を持つ方がよい」が 31.2%、「結婚後や出産後も仕事は続けるが、負担を軽くする方がよい」が 30.4%、「結婚や出産後も、ずっと仕事を続ける方がよい」が 21.2%と就労の意向が高い。

女性が仕事を続ける上での障害【MA】

問 15 女性が仕事を続けていくうえで、障害になっていることは何だと思えますか。[2つ以内で○]

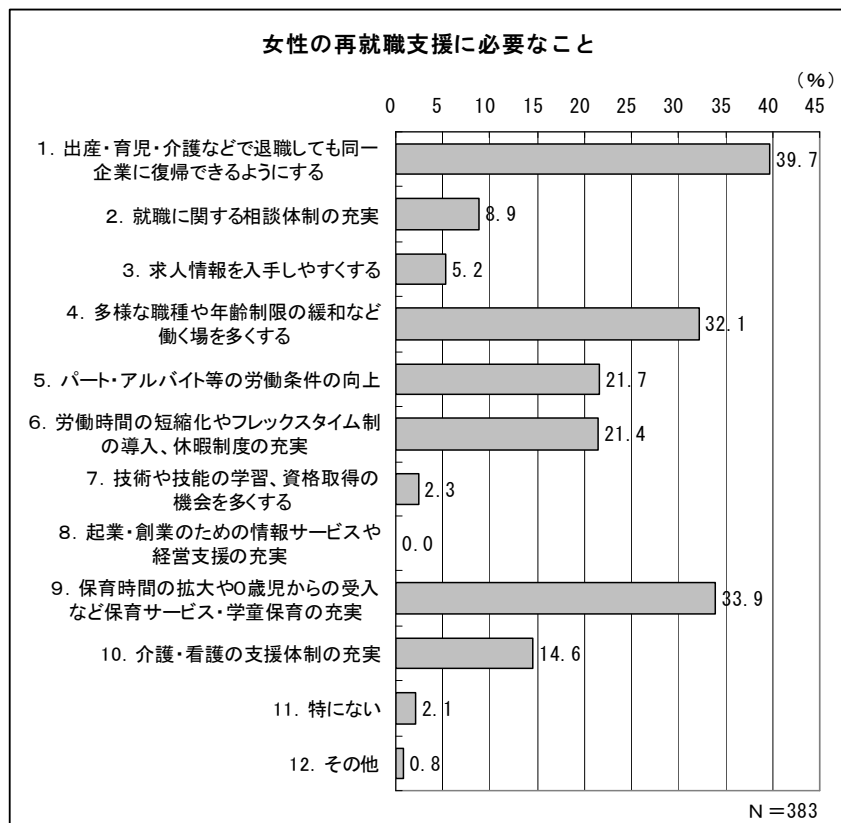
- 「家事や育児、介護との両立がむずかしい」が 73.4%、「育児や介護について、職場の理解や協力が得られない」、「育児・介護休暇などが取りにくい」など、仕事や職場と家庭の関係が障害。



女性の再就職支援に必要なこと【MA】

問 16 退職後、再び就職しようとしている女性に対して、どのような援助や対策が必要だと思いますか。[2つ以内で○]

- 「出産などで退職しても同一企業に復帰できるようにする」、「保育時間の拡大など保育サービスの充実」、「多様な職種や年齢制限の緩和など働く場を多くする」の意向が高い。



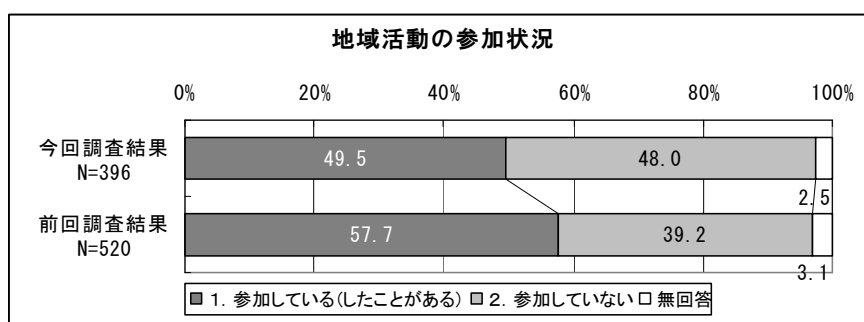
資料-5 住民意識調査の概要

⑤ 地域活動について

地域活動の参加状況【SA】

問 18 あなたは、地域活動に参加していますか。(または、参加したことがありますか。)[1つに○]

- 「参加している(したことがある)」が50.8%、「参加していない」が49.2%で、前回に比べて「参加している」が低下。

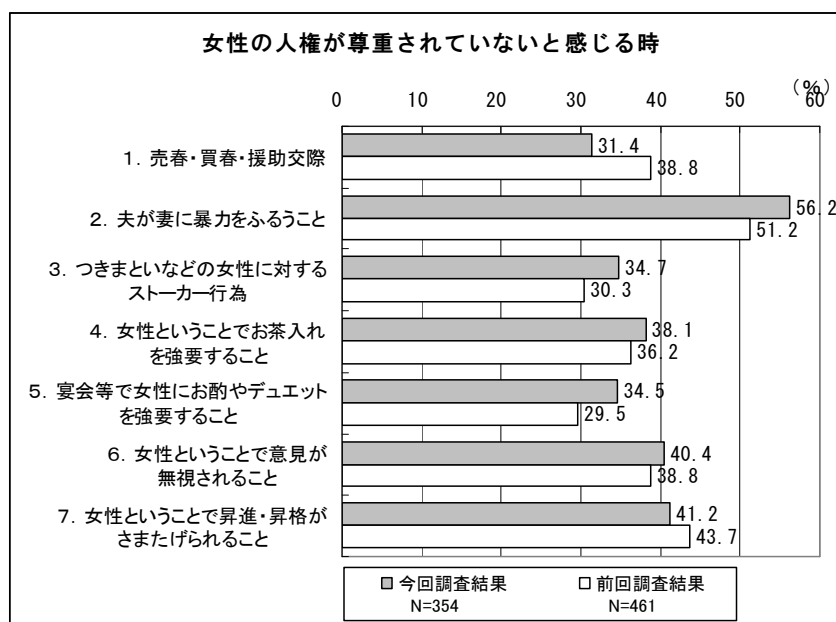


⑥ ドメスティック・バイオレンスについて

女性の人権が尊重されていないと感じる時【MA】

問 20 あなたは、女性の人権が尊重されていないと感じるのは、どのようなことについてですか。[あてはまるものすべてに○]

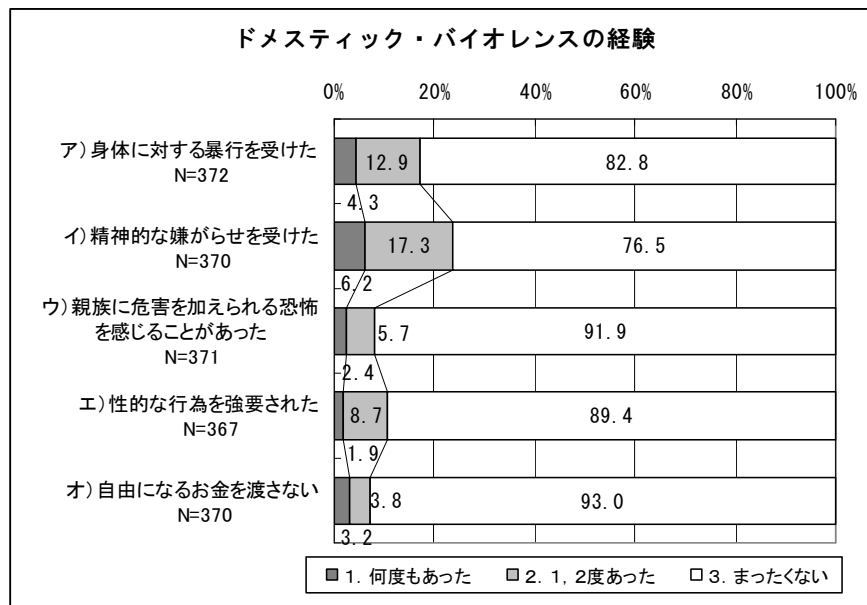
- 「夫が妻に暴力をふるうこと」が56.2%、「女性ということで昇進・昇格がさまたげられること」が41.2%、「女性ということで意見が無視されること」が40.4%。



ドメスティック・バイオレンスの経験【SA】

問 23 あなたはこれまでに、あなたの配偶者等（パートナー、恋人も含みます）から、次のア）～オ）のようなことをされたことがありますか。[項目ごとに1つずつ○]

- 「精神的な嫌がらせ」について、「1， 2度あった」が17.3%、「何度もあった」が6.2%と、4分の1近くがドメスティック・バイオレンスの経験あり。

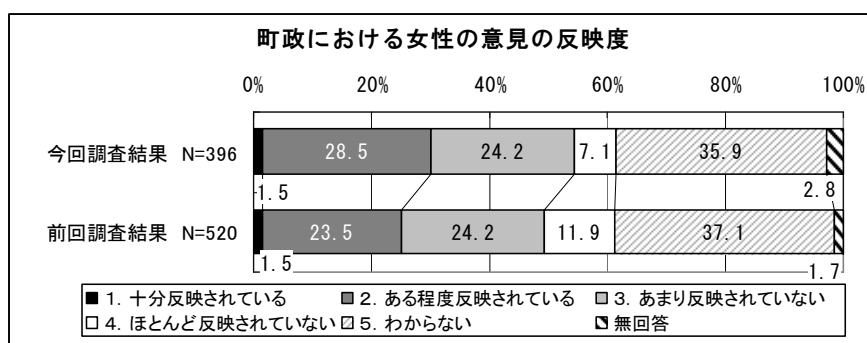


⑦ 女性の参画について

町政における女性の意見の反映度【SA】

問 26 あなたは、町の施策について、女性の意見や考え方がどの程度反映されていると思いますか。[1つに○]

- 「反映されている」が31.0%を占め、前回から増加。

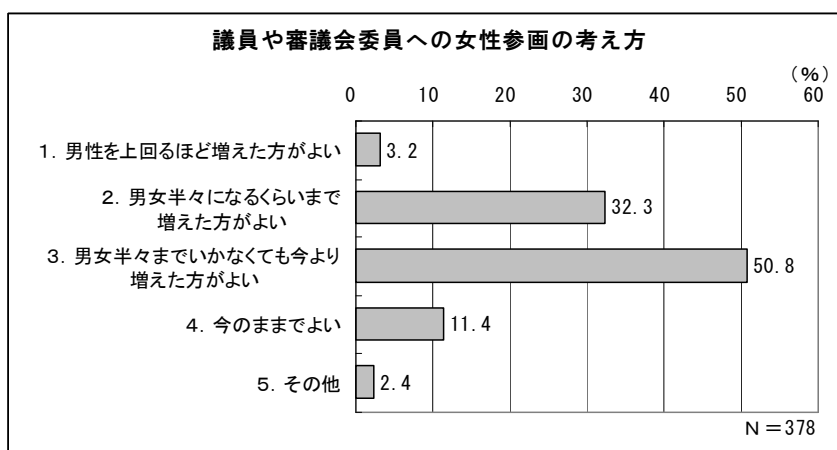


資料-5 住民意識調査の概要

議員や審議会委員への女性参画の考え方【SA】

問 27 議員や審議会委員など、施策方針決定の場に女性が参画することについて、あなたはどのように思いますか。[1つに○]

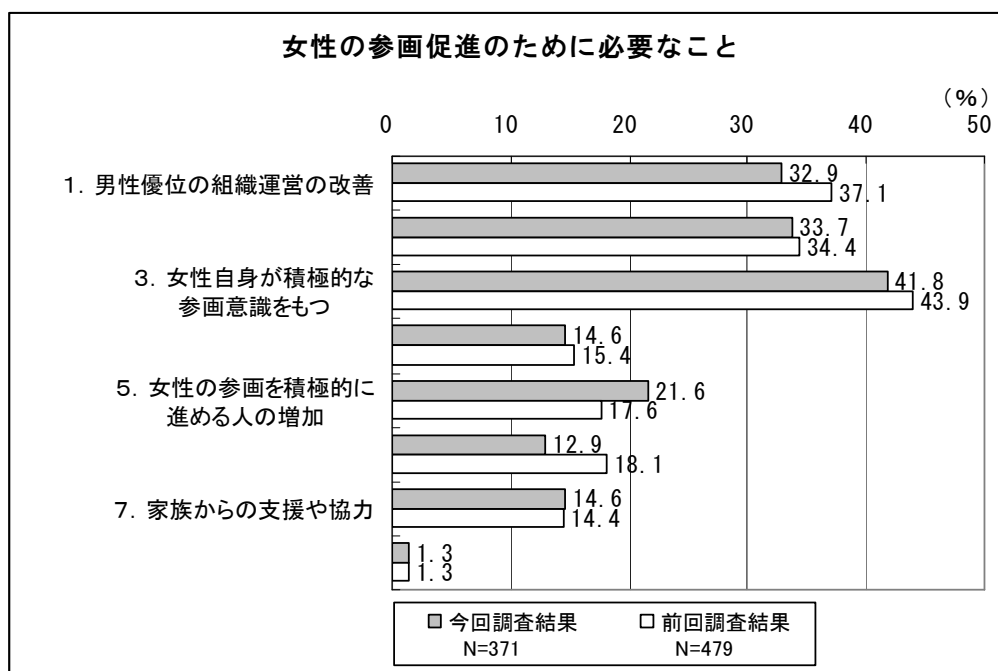
- 「男女半々までいかなくても今より増えた方がよい」が 50.8%、「男女半々になるくらいまで増えた方がよい」が 32.3%と、8割強が「女性の参画が増えた方がよい」との意向。



女性の参画促進のために必要なこと【MA】

問 28 議員や審議会委員など、施策決定の場に女性の参画が増えていくためには、どのようなことが必要だと思いますか。 [2つ以内で○]

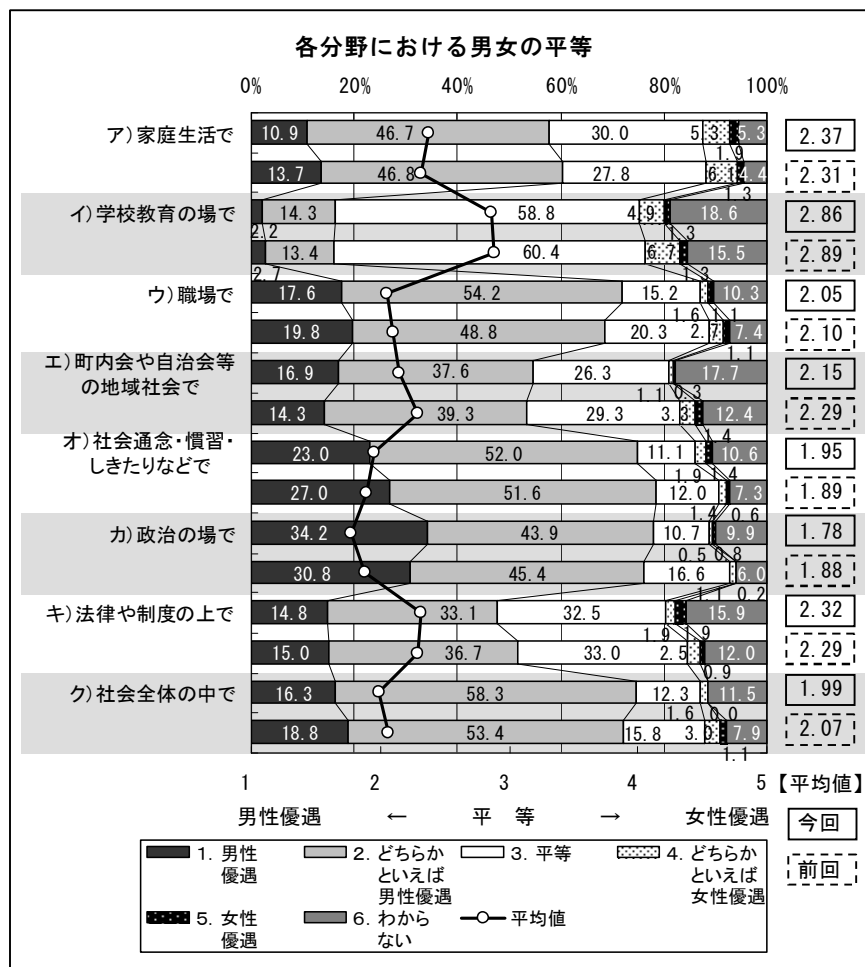
- 「女性自身が積極的な参画意識をもつ」、「女性が参画することへの抵抗感をなくす」のほか、「女性の参画を積極的に進める人の増加」など女性の能動性が必要との意向が前回よりも高い。



各分野における男女の平等【SA】

問 29 次のア)～ク)のような分野について、現在、男女の地位はどの程度平等になっていると思いますか。[項目ごとに1つずつ]

- 男性優遇と感じられているもの（平均値が小さいもの）は「政治の場で」が1.78、「社会通念・慣習・しきたりなど」が1.95、「社会全体の中で」が1.99。一方、平等（平均値が3）に近いものは、「学校教育の場で」が2.86、「家庭生活で」が2.37。社会全体を通して、男女の地位や機会等の不平等、性的役割分担意識が高い。



※上段：今回調査結果 下段：前回調査結果

- ※平均値は、「男性優遇」を1、「どちらかといえば男性優遇」を2、「平等」を3、「どちらかといえば女性優遇」を4、「女性優遇」を5とした場合の加重平均を表す。
- ※数値が小さい方が「男性優遇」、大きい方が「女性優遇」となっている。
- ※ただし、「わからない」を除く。

資料-5 住民意識調査の概要

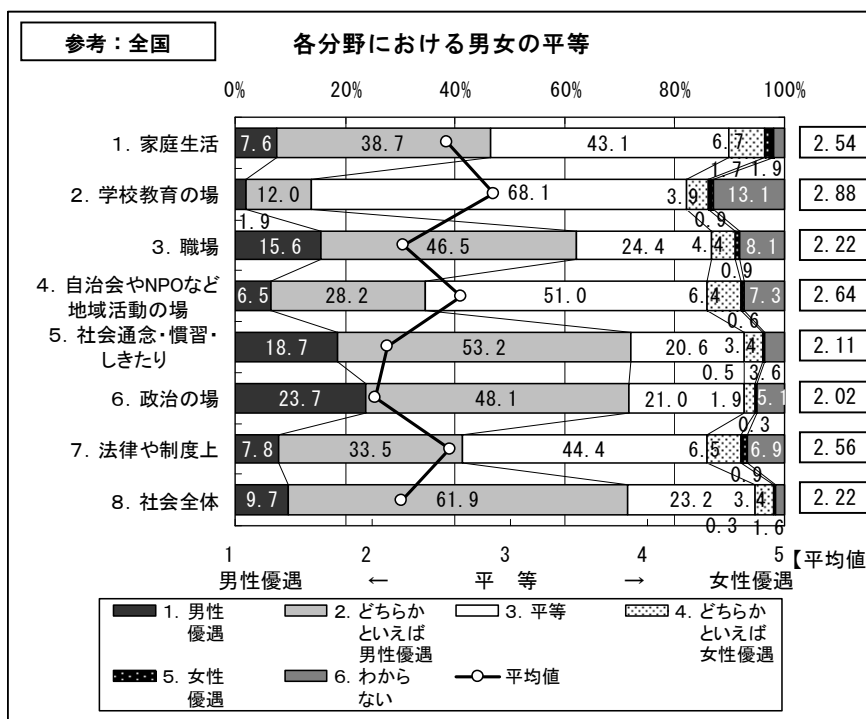
◆ 前回調査結果・目標値との比較（無回答を含む）

項目	選 択 肢						無回答	全体	
	1	2	3	4	5	6			
	男性優遇	どちらかといえば、男性優遇	平等	どちらかといえば、女性優遇	女性優遇	わからない			
ア)家庭生活で	10.4%	44.4%	28.5%	5.1%	1.8%	5.1%	4.8%	100.0%	396
	13.1%	44.6%	26.5%	5.8%	1.2%	4.2%			
イ)学校教育の場で	2.0%	13.4%	55.1%	4.5%	1.3%	17.4%	6.3%	100.0%	396
	2.5%	12.5%	56.2%	6.2%	1.2%	14.4%			
ウ)職場で	16.4%	50.5%	14.1%	1.5%	1.0%	9.6%	6.8%	100.0%	396
	18.5%	45.6%	19.0%	2.5%	1.0%	6.9%			
エ)町内会や自治会等の地域社会で	15.9%	35.4%	24.7%	1.0%	0.3%	16.7%	6.1%	100.0%	396
	13.5%	37.1%	27.7%	3.1%	1.3%	11.7%			
オ)社会通念・慣習・しきたりなどで	21.5%	48.5%	10.4%	1.8%	1.3%	9.8%	6.8%	100.0%	396
	25.4%	48.5%	11.3%	1.3%	0.6%	6.9%			
カ)政治の場で	32.3%	41.4%	10.1%	0.5%	0.8%	9.3%	5.6%	100.0%	396
	29.0%	42.7%	15.6%	1.0%	0.2%	5.6%			
キ)法律や制度の上で	13.9%	31.1%	30.6%	1.8%	1.8%	14.9%	6.1%	100.0%	396
	14.0%	34.2%	30.8%	2.3%	0.8%	11.2%			
ク)社会全体の中で	15.4%	55.1%	11.6%	1.5%	0.0%	10.9%	5.6%	100.0%	396
	17.9%	50.8%	15.0%	2.9%	1.0%	7.5%			

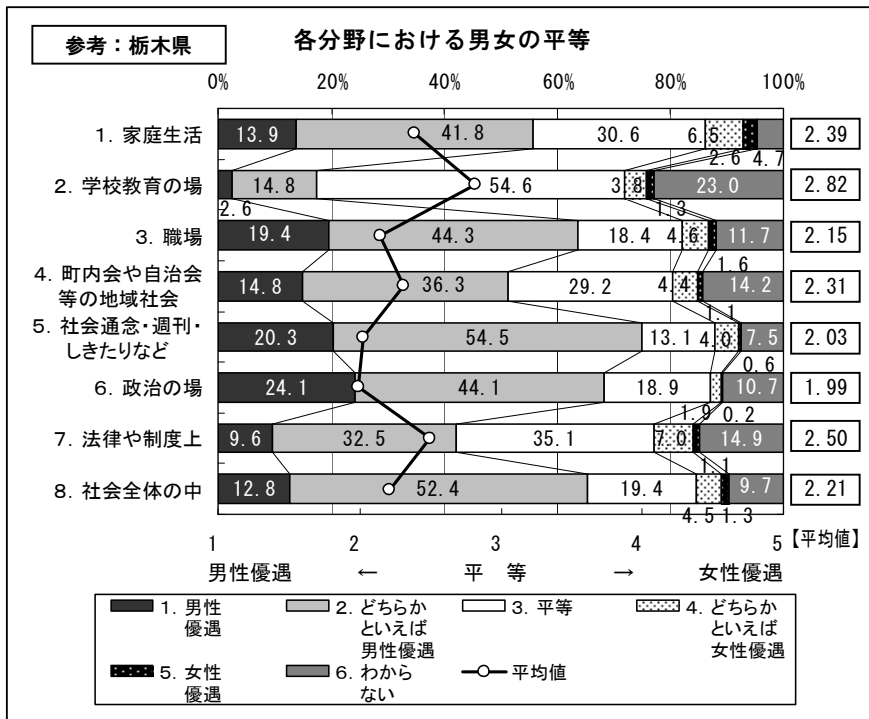
※上段：今回調査結果 下段：前回調査結果

※構成比は、不明（無回答）を含むものとして算出。

※太線は目標値として設定されているものを表す。



【平成 21 年度 男女共同参画社会に関する世論調査】



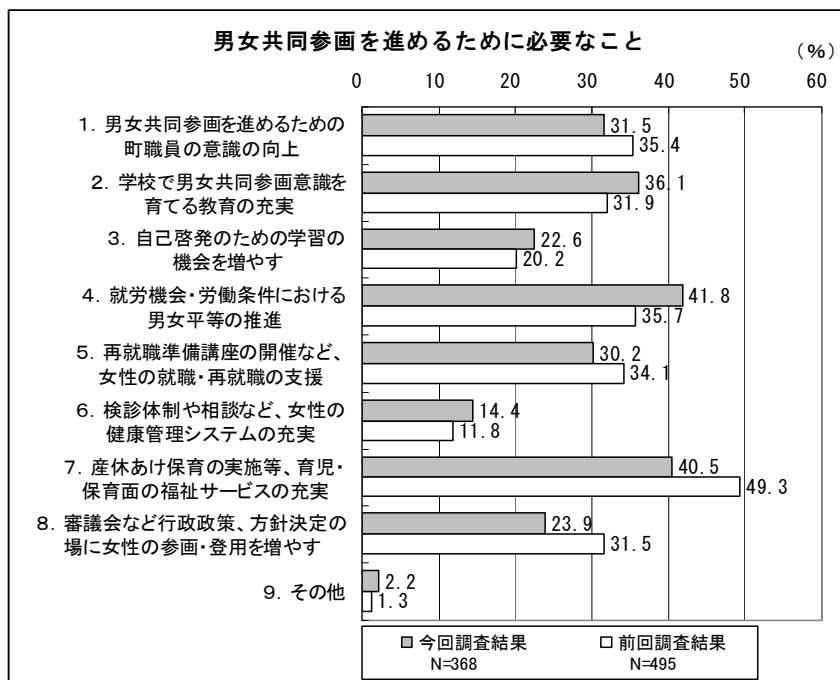
【平成 21 年度 男女共同参画社会に関する意識調査】

⑧ 男女共同参画の推進について

男女共同参画を進めるために必要なこと【MA】

問 31 男女共同参画を推進するために、町に力を入れてほしいと思うものは何ですか。[3つ以内で○]

- 「就労機会・労働条件における男女平等の推進」、「産休あけ保育の実施等、育児・保育面の福祉サービスの充実」、「学校で男女協働参画意識を育てる教育の充実」の意向が高い。



資料-6 団体ヒアリングの概要

■ 調査の目的

- ・本調査は、住民意識調査に加えて、町民から男女共同参画についての現状や課題、団体としての取り組み状況など、より具体的なご意見などを把握し、「壬生町男女共同参画プラン」を策定する際の基礎資料とすることを目的とするものです。

■ 調査の内容

- (1) 調査対象 : 壬生町内で活動している団体
4領域（家庭・地域・学校・職場）に関連した団体を選定
- (2) 調査方法 : 団体ごとにヒアリング（または合同で実施）
- (3) 調査事項 : 1) 団体の活動概要について
2) 領域における男女共同参画の現状・課題と必要な取り組み
3) 他の3つの領域における男女共同参画の現状・課題と必要な取り組み
4) 意見交換とヒアリング結果のまとめ
など

参考) 調査対象詳細

【調査対象（4領域から各2団体）】

領域	団体名		
家庭	女性会	消費者友の会	ひまわり会
地域	交通安全協会	人権擁護委員協議会	
学校	教職員協議会	子ども会育成会連絡協議会	
職場	商工会女性部	農村生活研究グループ	J A しもつけ女性会

【実施日】

- 平成23年 8月26日（金） 教職員協議会
- 9月 5日（月） 女性団体連絡協議会（女性会、消費者友の会、ひまわり会、
商工会女性部、農村生活研究グループ J A しもつけ女性会
交通安全協会
- 9月20日（月） 人権擁護委員協議会、子ども会育成会連絡協議会

家庭

■ 現状

- ・子育ては母親がやるものという観念があるのが現状である。
- ・夫の方が帰宅時間も遅くなるため、家事や育児にかかることが少なく、妻が家庭のことを担っている状況である。
- ・「主夫」の世帯も当たり前になるなど、世界的には変わりつつあるが、日本はまだ男性が家計を支え、女性が家庭を守るという意識、社会になっている。
- ・世代の高い方が、男女共同参画を阻んでいるかもしれない。
- ・男女共同参画が浸透し始め、社会が変わりつつある過渡期なので、いまこれからの大事である。

■ 男性参加

- ・年齢や個人差もあるが、男性の家事・育児参加が増えている。
- ・「イクメン」（育児を積極的に率先して行う男性）という言葉も出てきている。
- ・共働き世帯が増えているなか、夫が家事を手伝うなど、若い世代では家事分担等が浸透しているようである。
- ・男性も自立した生活ができるように教育していく必要があると思う。
- ・男性が変わってほしいという方が強い。男性の意識改革が必要だと思う。

■ 家庭でできること

- ・親から子どもに言動が引き継がれるので、親の姿勢が大事である。
- ・親たちが考え方や行動を切り替えていく必要があると思う。
- ・お互いにもっと感謝の気持ちを持つことが大事だと思う。
- ・男性と女性が同じようになる、同じことをするというよりも、お互いに性差や持ち分（個性や得手不得手）を認め合って、納得しあった上で助け合って行う（やれる方がやる）ことかと思う。
- ・それぞれの家庭で工夫していく必要がある。
- ・女性自身、女性だからという甘えや、近所や世間体を気にする意識も変える必要がある。

■ 個性の尊重

- ・男女が平等であることと、男女共同参画とは違うと思うので配慮が必要である。
- ・男女共同参画は、男性と女性が同じようになる、同じことをするというよりも、お互いに性差や持ち分（個性や得手不得手）を認め合って、納得しあった上で助け合って行う（やれる方がやる）ことかと思う。

■ 女性への暴力

- ・女性への暴力については、これまで家庭であったとしても女性が耐えてきたところがある。
- ・壬生町では人権推進員にDVの相談はほとんどない。
- ・壬生町の場合、地元で相談しづらく、インターネットなどの情報を見て、宇都宮など県や他の機関に行っていることも考えられる。

資料-6 団体ヒアリングの概要

地域

■ 現状

- ・男性から見れば平等になっている、世間から見れば平等に見えることも、女性から見ればまだ平等になっていない部分がある。
- ・男性がやるのが女性のものさしになっている。そうした思い込みも改善していく必要がある。

■ 住民交流

- ・地域での交流や活動、地域住民のつながりが少なくなっている。
- ・人権擁護委員も最近まで男性しかいなかったが、女性委員がいることで、女性からの相談を受けやすくなったかと思う。

■ 女性参画

- ・女性は、当番で決まったことはきちんとやるが、自分から積極的に出る姿勢が少ないと思う。
- ・自治会の役員は男性が多いが、女性の力を発揮できることがある。
- ・これからは、女性が一步前、二歩前に出ていくようにしたい。
- ・他の市町に比べて女性議員が少ないと思う。
- ・地域や自治会での女性役員やその活躍などを町としてPRしてほしい。

学校

■ 教育

- ・学校での男女共同参画に関する教育が必要である。
- ・「男だから」「女だから」という考え方を改めていかないといけないと思う。
- ・「男だから」「女だから」はよくないが、それぞれの「らしさ」までなくすことはないと思う。
- ・個人の個性を發揮できるようにすることが大事である。

■ 男性（父親）参加

- ・学校行事に父親が参加することが増えている。
- ・PTA会長は男性が多く、まだ女性が表立つことが避けられている。
- ・学校行事やPTA活動、家庭教育に男性が参加しやすい機会づくりが必要である。（土日や夜間）
- ・企業自体が変わらないと、家庭も変えることが難しい。
- ・国の政策として、男女共同参画、ワーク・ライフ・バランスをさらに進めてほしい。

■ 意識啓発

- ・男女共同参画に関する映画やビデオを子どもや保護者など、地域のいろんな人に見てもらい、男女共同参画について考え、感じてもらうことが大事である。
- ・PTAや育成会の行事などを活用して、各地区で映画やビデオを上映できるとよい。

職 場

■ 現 状

- ・以前に比べれば、産休・育休がとりやすくなった。
- ・男性の育児休暇、子ども看護休暇などは制度があっても実際は使いづらい状況である。
- ・核家族化で共働き世帯が増え、子どもの預け先が身近にない。
- ・仕事中的子どもの世話、預け先をどうするかが問題である。
- ・保育園などに預けた子どもが急病になった時など、ほとんど母親が引き取りに行くことになる。
- ・まだまだ職場では男性の地位が上である。

■ 企 業

- ・男女関係なく、育児などに時間がとれるよう、企業の体制も変わる必要がある。
- ・また、それを社会全体で受け止めるようになればよい。
- ・職場についても、男性、女性の向き不向き、得意不得意がある。それを理解した職場づくりが必要である。

■ 女性起業

- ・農家やJAでも女性企業家が増えていて、収益も上げている。

■ 家族経営協定

- ・家族経営協定を結ぶ時、家族で話し合うので、それぞれ言いたいことを言って、納得できないと協定を結ぶことができない。協定として文章化するのは大変であるが、効果はあると思う。
- ・「家庭の日」に合わせて、家族で話し合うキッカケになればよいと思う。
- ・家族経営協定の結び方の講座を開くなど、上手にPRしてはどうか。

資料-6 団体ヒアリングの概要

団体名	教職員協議会
出席者	南犬飼中学校教員（男性2名、女性1名）
活動の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・教育の専門職として、児童・生徒の教育向上のための学校運営や設備改善などの要望活動を行っている。また、教職員の勤務条件等に関する団体交渉を行っている。 ・全国、県の下部組織であり、市町村ごとに組織されている。県内の小中学校教職員のほとんど程度が加入している。
今後の取り組み課題	<ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒の教育環境の改善について、予算等も含めて町に要望し、必要な取り組みを実現していきたい。
ヒアリングについて	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校と中学校では異なる部分が多いと思う。 ・教職員協議会としての意見をまとめるのであれば、他の学校、教職員からも意見を聞いた方がよい。 ・男性と女性とでは見えるものや感覚が違う。また、若い教職員からも違う視点で意見や考え方を出示してもらった方がよい。 ・各学校への照会、意見の集約方法については後日検討する。
「学校」について	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒名簿は男女混合で五十音順になっている。身体検査等には男女別の名簿を使用している。 ・中学校では、生徒を「君」「さん」で呼ぶことは少ない。 ・中学校は小学校に比べると男女の性差が出てくる。体育は、男女別に行っている。 ・体育の着替えは教室内で行っている。 ・更衣室があればよいが、移動時間も限られており、更衣室内でトラブルの防止や何か起こった際に男性教員が駆け付けづらいなど、対応が難しくなる。 ・人権教育については、道徳に限らず、各教科で行っている。
「家庭」について	<ul style="list-style-type: none"> ・授業参観に来る父親も増えてきているが、保護者面談に来るのは少ない。 ・入学式や卒業式には両親が参加することが多くなってきている。 ・学校に父親（男性）が来る機会や来やすい雰囲気づくりが必要かと思う。 ・PTAの活動は休みの日であれば父親も来られる。 ・土日であれば父親の参加も増えるので、教育を放棄している訳ではない。 ・子どもの世話や学校の日頃のことなど、家庭の窓口は母親になっていることが多く、父親が学校や教育のことにどの程度関わっているのか見えない。 ・夫婦の間で話し合っているかと思うが、例えば、進路相談をしているなかで、最後の最後に父親の意見でひっくり返ることもある。 ・PTA会長には男性が就くことが多く、最近、女性がPTA会長になったが、まだまだ女性が表立つことが避けられている感じである。 ・年代や個人差もあるが、夫が買い物や洗濯などの家事をしていると、妻は何をしているのかという近所の目や世間体を気にする、女性側の意識もある。
「地域」について	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校の場合は、育成会等で子どもが地域のお祭りなどに参加する機会もあるが、中学校になると地域との関わりや交流が少なくなる。 ・以前は、地域の運動会などの行事もあったが、少子高齢化や生活の多様化で、地域の活動が少なくなっている。 ・働いている女性は、近所での知人や友人が少なく、地域でのつながりが持てないのではないか。 ・男性の場合は、自治会等の会合で近所の住民と顔を合わす機会もある。
「職場」について	<ul style="list-style-type: none"> ・男性教員で育休を取っている方が1人いる。 ・育児休暇や病気の子どもの看護休暇などの制度があっても、実際は取りづらい状況である。 ・夫婦のどちらかが仕事を休めばよいのだが（お互い様だが）、仕事を優先させることがある。核家族なので子どもを預ける先がないのが現状である。 ・以前に比べれば、女性の産休・育休がとりやすくなったと思う。産休を取るにしても以前は職場に迷惑をかけるような雰囲気だった。 ・職場に女性の先輩・上司が増えたことで、女性の働き方への理解も高まってきているのではないかと。 ・「人によりけり」な部分もあるので、男性だから女性だからということでは無い部分もある。 ・職場での男女差はなくなってきていると思う。以前は、女性や若い人がお茶汲みをしていたこともあるが、今は個人でお茶を入れるか当番制・日直の仕事で行っている。 ・同期で職場に入っても、男性の方が先に担任を任されることもあった。 ・集金や様々な事務的な仕事が増えていて、多忙感の解消も課題として挙げられている。 ・教職員の数が増えれば事務作業や代替要員の確保もできるが、予算との関係もある。中学校の場合は、教科担当なので年度途中からの人員変更が難しい。

※ヒアリング結果については、各小学校・中学校（教職員協議会）に照会。

団体名	女性団体連絡協議会
出席者	女性会（1名）、消費者友の会（2名）、ひまわり会（2名）、商工会女性部（3名）、農村生活研究グループ（2名）、JAしもつけ女性会（2名）、交通安全協会（2名）
「家庭」 について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 団塊世代の男性のなかでも料理を始める方が増えている。 ・ 「イクメン」（育児を積極的に率先して行う男性）という言葉も出てきている。 ・ 共働き世帯が増えているなか、夫が家事を手伝うなど、若い世代では家事分担等が浸透しているようである。 ・ 男女共同参画について、若い世代では、男性、女性どちらもやるようになってきている。男性と女性で話し合っているだろうし、言わなくても男性が家事をやるようになってきている。 ・ 男性が横暴な態度をとれば女性から相手にされないのではないかと。 ・ 男性と女性の垣根がなくなってきている。年齢的な違いもあるが、今の若い世代が羨ましく感じる。 ・ 世代の高い方が、男女共同参画を阻んでいるかもしれない。親たちが考え方や行動を切り替えていく必要があると思う。 ・ 核家族なので、夫婦のどちらかが病気になる時などに困らないように、食事や洗濯など、夫も身の回りの家事ができるように教えている。 ・ 男性も自立した生活ができるように教育していく必要があると思う。 ・ 夫の方が帰宅時間も遅くなるため、家事や育児にかかることが少なく、妻が家庭のことを担っている状況である。 ・ お互いにもっと感謝の気持ちを持つことが大事だと思う。例えば、ごみ出しをしてくれたら、相手に感謝して他のことを自分がやるようにする。 ・ 夫がごみ出しをしていたら、姑から、自分の夫にはさせたことがないと言われたが、夫婦の間で分かっていたらよいと思う。 ・ 年輩の男性に理解してもらうのはなかなか難しいが、定年を迎えた男性が買い物や料理をするなど、家事をやる方向に向いてきていると思う。 ・ それぞれの家庭で工夫していく必要がある。 ・ 夫婦がお互いに思いやりを持って、分かち合っていれば良いと思う。 ・ 女性は、どちらかと言えば家庭の方に重心をおいて物事を考えている。 ・ 男性は個人で行動するのが好きで、女性はグループで行動することが多いと思う。 ・ 女性自身、女性だからという甘えがあり、男性に押しつけている部分もあると思う。 ・ 女性だからという甘えを捨てないと男性と同等にならないと思う。 ・ 少子化はなかなか避けられない状況であるが、男女共同参画については過渡期で、何年か経つと大分変わると思う。 ・ 男性は男性の、女性は女性の向き不向き、得手不得手があるので、それを理解する必要がある。それぞれの個性を大切に、持ち場、持ち場を担うことが大事である。 ・ 男女が平等であることと、男女共同参画とは違うと思うので配慮が必要である。
「地域」 について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 女性は、当番が決まったことはきちんとやるが、自分から積極的に前に行く姿勢が少ないと思う。 ・ 自治会の役員は男性が多いが、会計など女性ができることもあると思う。 ・ 力仕事などは男性にかなわないが、女性の能力が劣っている訳ではないので、女性の力を発揮できることがある。 ・ これからは、女性が一步前、二歩前に出ていくようにしたい。 ・ 地域や自治会での女性役員やその活躍などを町としてPRしてほしい。 ・ 他の市町に比べて女性議員が少ないと思う。
「学校」 について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入学式などにも父親が参加するようになってきている。 ・ 女性の校長が増えている。 ・ 学校での男女共同参画に関する教育が必要である。 ・ 学校でも一人ひとりが自立した生活ができるよう家庭科の授業に取り組んでいる。 ・ 「男だから」「女だから」という考え方を改めていかないといけないと思う。 ・ 個人の個性を發揮できるようにすることが大事である。
「職場」 について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 育児休暇は基本的に1年であるが、企業によって異なる。公務員の場合は3年休業できるなどの違いがある。 ・ 一般企業では、育児休暇もなかなか取ることができない。 ・ 以前は、産前休業もなく、産後も42日で子どもと一緒に職場に出ていた。 ・ 保育園などに預けた子どもが急病になった時など、ほとんど母親が引き取りに行くことになる。母親自身も会社を休んだり、早退もしづらい。 ・ 子どもの病気等で何日も休むことができない。 ・ 休みがちになると、会社としてはいらぬ人になってしまう。 ・ 核家族で共働きなので、子どもを急に預けられるところがない。 ・ 核家族で共働きだと、家事や子どもの世話に時間をかけることができない。 ・ 保育園などに子どもを預けることで、子どもの成長に影響があるかもしれないが、その分、休日には子どもに時間や愛情をかけるようにすることが大事だと思う。 ・ まだまだ職場では男性の地位が上である。 ・ 農家やJAでも女性企業家が増えていて、収益も上げている。 ・ 女性の社長も増えていると思う。 ・ 今回のヒアリングに参加して、みんな同じようなことを考えていることが分かって安心、共感できたので良かった。 ・ 職場についても、男性、女性の向き不向き、得意不得意がある。それを理解した職場づくりが必要である。

資料-6 団体ヒアリングの概要

団体名	人権擁護委員協議会、壬生町子ども育成会連絡協議会
出席者	人権擁護委員協議会（男性2名、女性1名）、子ども育成会連絡協議会（女性2名）
「家庭」 について	<ul style="list-style-type: none"> ・親から子どもに言動が引き継がれるので、親の姿勢が大事である。 ・子育ては母親がやるものという観念があるのが現状である。 ・男は、女はという社会通念が邪魔をしている。 ・昔からの慣習やしきたりも変わってきた。 ・保育園などに預けた子どもが急病になった時、引き取りに行くのは母親が多い。 ・「主夫」の世帯も当たり前になるなど、世界的には変わりつつあるが、日本はまだ男性が家計を支え、女性が家庭を守るという意識、社会になっている。 ・男女共同参画が浸透し始めて、社会が変わりつつある過渡期なので、いまこれからの大事である。 ・男女共同参画は、男性と女性が同じようになる、同じことをするというよりも、お互いに性差や持ち分（個性や得手不得手）を認め合って、納得しあつた上で助け合って行う（やれる方がやる）ことかと思う。 ・男女の役割分担は、きっちり決めるのではなく、大雑把に臨機応変にやる方がよいと思う。 ・男女がお互いに尊重して、ありがとうという感謝の気持ちを持つことが大事である。 ・男女共同参画という言葉自体が、近い将来なくなるようになればよい。 ・各方面からの意見聴取は大事だと思うので、前回ヒアリングを行った自治会やバンダイなどへのヒアリングなども検討してほしい。 ・女性への暴力については、家庭であったとしても女性が耐えてきたところがある。 ・壬生町では人権推進員にDVの相談はほとんどない。 ・壬生町の場合、地元で相談しづらく、インターネットなどの情報を見て、宇都宮など県や他の機関に行っていることも考えられる。 ・男性が変わってほしいという方が強い。男性の意識改革が必要だと思う。 ・女性が男性に物申すと家庭のトラブル原因になりやすいので、夫婦間、男女間のバランスが難しい。
「地域」 について	<ul style="list-style-type: none"> ・女性が不平等だと感じるのは少なくなってきたと思う。 ・しかし、男性から見れば平等になっていると、世間から見れば平等に見えることも、女性から見ればまだ平等になっていない部分もある。 ・男性は女性のものさしになっている。そうした思い込みも改善していく必要がある。 ・女性議員もまだ少ないが、いるようになったことだけでも以前とは違うと思う。 ・それぞれの声を上げながら、男女共同参画プランをつくっていかないと進まない。5年後、10年後にどのように変わってきたかを検証する必要がある。 ・人権擁護委員も最近まで男性しかいなかった。女性委員がいることで、女性からの相談を受けやすくなったかと思う。
「学校」 について	<ul style="list-style-type: none"> ・核家族のため、子どもの面倒をみってくれる人がいない。 ・男性は帰宅が遅く、学校の行事などに参加できていない。 ・女性は男性に比べて非正規雇用が多く、仕事を融通して子育てに対応している。 ・学校は平日昼間の時間帯になるため、行事やPTAに参加しづらい状況である。 ・企業自体が変わらないと、家庭も変えることが難しい。 ・国の政策として、男女共同参画、ワーク・ライフ・バランスをさらに進めてほしい。 ・PTAの役員名簿は男性でも、会議には女性が代理で出席することが多い。 ・PTAの活動に女性が参加したら、次は男性が参加する。PTAの活動を夜にやるなど、父親の教育・育児への参加を進めてはどうか。 ・父親にとっても子どもの違い成長をみることができると思う。 ・「男女共同参画」という言葉自体に違和感がある。 ・「男だから」「女だから」はよくないが、それぞれの「らしさ」までなくすことはないと思う。 ・そういうことを理解した上で、男女が共に協力することが大事である。 ・学校長は女性が多くなってきている。 ・男女共同参画に関する映画やビデオを子どもや保護者など、地域のいろんな人に見てもらい、男女共同参画について考え、感じてもらうことが大事である。 ・PTAや育成会の行事などを活用して、各地区で映画やビデオを上映できるとよい。 ・「男女共同参画」をそのままテーマにすると興味を持ちづらいので、人権教育と合わせるなど、内容を分かりやすくPRする方がよい。

「職場」 について

- ・子どもが急病の際の看護休暇や早退をとるのが男女ともに難しい。
- ・男女関係なく、育児などに時間がとれるよう、企業の体制も変わる必要がある。また、それを社会全体で受け止めるようになればよい。
- ・共働きのため、仕事の子どもの世話、預け先をどうするかが問題である。
- ・幼稚園や保育園では、医師の投薬許可がないと子どもに薬を与えることができない。
- ・看護師を雇うような仕組みにはなっていない。
- ・企業も人員削減を進めているなど、ゆとりがなくなっている。
- ・子どものために仕事を休むことができない。
- ・社会の上から変えていかないと、家庭も変わっていかない。
- ・性別不問で人員募集したとしても、採用するとなると性別で決まる場合が多い。
- ・職場や部署で男性の方が向いているところと、女性の方が向いているところがある。
- ・男女関係なく、個人の得手不得手、向き不向きがある。
- ・農村は男性中心であるが、家族経営協定書を結んで女性の意見を反映させている。
- ・家族経営協定を結ぶ時、家族で話し合うので、それぞれ言いたいことを言って、納得できないと協定を結ぶことができない。協定として文章化するのは大変であるが、効果はあると思う。
- ・状況が変わったり、不都合が生じた場合は、また話し合っ直すこともできる。
- ・協定書の事例を町民にPRすれば、農家だけではなく、各家庭で参考になると思う。
- ・壬生町は県内でも家族経営協定件数が少ない方である。
- ・「家庭の日」に合わせて、家族で話し合うキッカケになればよいと思う。
- ・家族経営協定の結び方の講座を開くなど、上手にPRしてはどうか。
- ・町内の企業が積極的に取り組んでいることをPRすれば、壬生町に住みたいという人も増えるのではないかな。

資料-7 関連法令

① 男女共同参画社会基本法

(平成11年6月23日法律第78号、

最終改正：平成11年12月22日法律第160号)

前文

第1章 総則（第1条—第12条）

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策
（第13条—第20条）

第3章 男女共同参画会議（第21条—第28条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されるこ

とその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第8条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）のっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第9条 地方公共団体は、基本理念ののっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念ののっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する

基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する

る施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

資料-7 関連法令

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成11年6月23日法律第78号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(後略)

② 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

(平成13年4月13日法律第31号、
最終改正：平成19年7月11日法律第103号)

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等
（第2条の2・第2条の3）

第2章 配偶者暴力相談支援センター等
（第3条—第5条）

第3章 被害者の保護（第6条—第9条の2）

第4章 保護命令（第10条—第22条）

第5章 雑則（第23条—第28条）

第6章 罰則（第29条・第30条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第1章 総則

（定義）

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

資料-7 関連法令

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第5条及び第8条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第6条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和29年法律第62号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第8条の2 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第8条の3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

（保護命令）

第10条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては

ては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者。

以下この条、同項第三号及び第四号並びに第18条第1項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定によ

る命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- 一 面会を要求すること。
- 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第12条第1項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであつて、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足る言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防

止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から

起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあつては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

第11条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

第12条 第10条第1項から第4項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足る申立ての時ににおける事情

資料-7 関連法令

- 三 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情
- 四 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
- ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
- ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
- ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治41年法律第53号）第58条の2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第12条第1項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第10条第1項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第10条第1項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令も取り消さなければならない。

7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第10条第1項第一号又は第2項から第4項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第1項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第6項の規定は、第10条第1項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第15条第3項及び前条第7項の規定は、前2項の場合につ

いて準用する。

(第10条第1項第二号の規定による命令の再度の申立て)
第18条 第10条第1項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする

被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てををする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第20条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成8年法律第109号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第5章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)

は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- 二 第3条第3項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
- 三 第4条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第28条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。
2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第6章 罰則

第29条 保護命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

資料-7 関連法令

第30条 第12条第1項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第7条、第9条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

附則〔平成16年6月2日法律第64号〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第1項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第18条第1項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第3条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則〔平成19年7月11日法律第103号〕

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

③ 栃木県男女共同参画推進条例

(平成14年12月27日栃木県条例第58号)

前文

第1章 総則(第1条-第7条)

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等

第1節 基本的施策(第8条-第15条)

第2節 推進体制(第16条-第19条)

第3章 男女共同参画を阻害する行為の制限

(第20条・第21条)

第4章 栃木県男女共同参画審議会(第22条)

附則

男女は、すべて、人として平等であって、個人として尊重されなければならない。

これまで、本県においては、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を軸とした国際社会の取組や国内の動向を踏まえつつ、男女平等の実現に向けた様々な取組を進めてきた。

しかしながら、社会的、文化的に形成された性別によって役割分担を固定的にとらえる慣行やセクシュアル・ハラスメント、女性に対する暴力などの人権侵害が依然として存在し、多くの解決すべき課題が残されている。

こうした状況の中、真の男女平等を達成し、豊かで活力ある栃木県を築いていくためには、男女が、その違いを画一的に否定することなく、互いに人権を尊重し、共に支え合い、責任を分かち合うとともに、自立した個人としてその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を実現することが不可欠である。

ここに、私たちは、21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付けられる男女共同参画社会の早期実現を目指し、県民の総意として男女共同参画の推進に取り組んでいくことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する県の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

三 セクシュアル・ハラスメント 性的な言動を行うことにより相手方の生活環境を害する行為又は性的な言動を受けた相手方の対応によりその者に不利益を与える行為を

いう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを基本として、推進されなければならない。

2 男女共同参画は、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動に対して及ぼす影響に配慮し、男女が性別による固定的な役割分担にとらわれることなく多様な生き方を選択することができるようにすることを基本として、推進されなければならない。

3 男女共同参画は、男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを基本として、推進されなければならない。

4 男女共同参画は、家族を構成する男女が、互いの協力と社会の支援の下に、家庭の重要性を認識して、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、職域、学校、地域その他の家庭以外の社会における活動を行うことができるようにすることを基本として、推進されなければならない。

5 男女共同参画は、男女が互いの性についての理解を深め、双方の意思が尊重されることにより、良好な環境の下に、安全な妊娠又は出産ができるようにすること及び生涯にわたり健康な生活を営むことができるようにすることを基本として、推進されなければならない。

6 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、男女共同参画は、国際社会の動向を踏まえながら、推進されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、男女共同参画の推進に当たっては、県民、事業者、市町村、他の都道府県、国等と連携しつつ、率先してこれに取り組むものとする。

3 県は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に企画し、調整し、及び推進するために必要な体制を整備するとともに、財政上の措置その他の措置を講ずるように努めるものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、基本理念にのっとり、男女共同参画に関する理解を深め、かつ、男女共同参画の推進に自ら取り組むとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に積極的に取り組むとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

資料-7 関連法令

(年次報告)

第7条 知事は、毎年、男女共同参画の推進の状況及び県が講じた男女共同参画の推進に関する施策についての報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等

第1節 基本的施策

(基本的な計画の策定等)

第8条 知事は、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第1項の基本的な計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、県民の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるとともに、栃木県男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴かなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第9条 県は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

2 県は、刊行物等を作成するに当たっては、性別による固定的な役割分担等を助長し、又は連想させるような表現を用いることにより男女共同参画の推進を阻害することのないように配慮するものとする。

(県民の理解を深めるための措置等)

第10条 県は、県民が、男女共同参画についての関心と理解を深めるとともに、男女共同参画の推進に向けた取組を積極的に行うことができるよう、普及啓発、情報提供、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、男女共同参画の推進のための人材の養成に努めるとともに、女性の人材に関する情報を積極的に収集し、活用し、又は提供するように努めるものとする。

(教育の分野における措置)

第11条 県は、学校教育、社会教育、家庭教育等のあらゆる教育の分野において、男女平等意識の醸成、個性と能力の育成等男女共同参画の推進のための措置を講ずるように努めるものとする。

(事業者が行う活動への支援等)

第12条 県は、事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報提供、助言その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

2 知事は、必要があると認めるときは、事業者に対し、雇用その他の事業活動における男女共同参画の状況等について報告を求めることができる。

3 知事は、前項の報告により把握した男女共同参画の状況等について、必要に応じ公表することができる。

(農林業及び家族経営的な商工業等の分野における措置)

第13条 県は、農林業及び家族経営的な商工業等の分野において、男女が個人として能力を十分に発揮し、正当に評価され、並びに対等な構成員として経営方針の立案及び決定に参画する機会が確保されるよう、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(市町村との連携等)

第14条 県は、市町村と連携して男女共同参画の推進に関する

施策を効果的に実施するように努めるとともに、市町村において、男女共同参画の推進に関する計画の策定、施策の実施等が円滑になされるよう、必要な協力を行うように努めるものとする。

(調査研究)

第15条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するために必要な事項並びに男女共同参画の推進を阻害する問題についての調査研究を行うものとする。

第2節 推進体制

(附属機関における委員の構成等)

第16条 県は、附属機関の委員の任命又は委嘱に当たっては、積極的改善措置を講ずることにより、できる限り男女の均衡を図るように努めるものとする。

2 県は、女性職員の職域の拡大、能力開発その他職場環境の整備に努めるとともに、職員の登用に当たっては、性別にかかわらず、本人の意欲と能力に応じて均等な機会を確保するように努めるものとする。

(栃木県男女共同参画地域推進員)

第17条 県は、県民の協力を得て男女共同参画の推進を図るため、地域において男女共同参画の普及啓発その他の活動を行う栃木県男女共同参画地域推進員を委嘱し、かつ、その活動を支援するものとする。

(県の施策に関する苦情等の申出)

第18条 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、県民から苦情、意見等の申出があった場合は、当該申出に適切に対応するものとする。

2 知事は、前項の申出があった場合において、必要と認めるときは、審議会の意見を聴くことができる。

(男女共同参画を阻害する行為に関する相談)

第19条 県は、男女共同参画を阻害する行為に関する県民からの相談に適切に対応するため、必要な体制を整備するように努めなければならない。

2 県は、前項の相談があった場合は、関係機関と連携し、適切な措置を講ずるように努めなければならない。

第3章 男女共同参画を阻害する行為の制限

(性別による権利侵害の禁止)

第20条 何人も、社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱いをしてはならない。

2 何人も、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、男女間の暴力的行為(身体的又は精神的な苦痛を与える行為をいう。次条において同じ。)を行ってはならない。

4 前三項に定めるもののほか、何人も、性別により権利を侵害する行為を行ってはならない。

(公衆に表示する情報への配慮)

第21条 何人も、公衆に表示する情報が社会に及ぼす影響を考慮し、その情報において、性別による固定的な役割分担若しくは男女間の暴力的行為を助長し、若しくは連想させる表現又は不必要な性的表現を行わないように努めなければならない。

第4章 栃木県男女共同参画審議会

第22条 この条例の規定によりその権限に属させられた事務を処理し、及び知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議するため、審議会を置く。

2 審議会は、前項に規定するもののほか、男女共同参画の推進に必要と認められる事項について、知事に意見を述べることができる。

3 審議会は、委員20人以内で組織する。この場合において、男女いずれの委員の数も委員の総数の10分の4未満とならないものとする。

4 委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 審議会に、第18条第2項の規定による苦情等の申出その他必要な事項を調査審議するため、部会を置くことができる。

8 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

9 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

壬生町男女共同参画プラン

～認めあい 支えあう 男女共同参画のまち・みぶ～

平成24年3月

編集・発行 壬生町教育委員会事務局 生涯学習課

〒321-0292

栃木県下都賀郡壬生町通町 12 番 22 号

電 話 0282-81-1873

F A X 0282-82-0935

E-mail kyoiku@town.mibu.tochigi.jp

URL <http://www.town.mibu.tochigi.jp>



壬生町男女共同参画プラン

平成24年3月

壬 生 町